



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ジョン・アダムズの中央政府論 (3)
Author(s)	石川, 敬史
Description	論説
Citation	北大法学論集, 56(5), 25-82
Issue Date	2006-01-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/6099
Type	departmental bulletin paper
File Information	56(5)_p25-82.pdf



ジョン・アダムズの中央政府論（三）

石
川
敬
史

目 次

はじめに 問題の所在

序章 先行研究におけるアダムズ研究の方法

第一節 アダムズ研究の視角「保守主義者」ジョン・アダムズ

第二節 アダムズの政治思想を内在的に理解しようとする研究

第三節 アダムズの政治思想を内在的に理解しようとする研究

第四節 政治家ジョン・アダムズの研究

第一章 一八世紀における政府理論の胎動

第一節 聖界政府から世俗政府へ

第二節 ジョン・アダムズの思想形成期およびその宗教観

第三節 ジョン・アダムズの道徳哲学

第二章 イギリス帝国論からみたジョン・アダムズの抵抗の論理

第一節 植民地統治体制の変化と植民地議会の自立

第二節 英国国制をめぐる帝国論争と反英抗争理論の形成

第三章 ジョン・アダムズの革命の論理

第一節 英国国制の急進的解釈と革命理論の形成

第二節 立憲主義の転換と革命理論の完成

第三節 コンステイテューショナル・コンヴェンションという立法者

第四章 ジョン・アダムズの建国の論理

第一節 『アメリカ諸邦憲法擁護論』の政治哲学

第二節 永続的共和国の原理

第三節 連邦制と主権にかんする混合政体論的解釈

第五章 米仏同盟解消交渉と大統領権力の確立

第一節 アメリカ外交における中立という国是

第二節 総裁政府のアメリカ情勢認識の錯誤とXYZ事件

第三節 「連邦分裂の危機」とアメリカン・コンセンサス

1. ハミルトン派フェデラリスツの攻勢

2. ワシントンとアダムズのアメリカーアメリカン・パーティーという概念

(以上、五六卷三号)

(以上、五六卷四号)

(以上、本号)

第四節 第二次和平特使派遣にいたる米仏両国の政治状況

第五節 政策目標の達成と政治的敗北

第六章 アメリカン・ダイアローグ

第一節 アダムズとジェファソンの亀裂の始まり

第二節 人間本性と統治原理―アメリカにおける貴族とは

第三節 合衆国の統合と政党政治―アメリカ政党制の起源
おわりに

第三章 ジョン・アダムズの革命の論理

第一節 英国国制の急進的解釈と革命理論の形成

前章において示したとおり、イギリスと北米植民地との間の英国国制をめぐる論争は、イギリスのホイッグとアメリカのホイッグとの間の論争である。イギリスのホイッグによれば、英国議会の主権は、まさに名誉革命を通して形成されたのであって、それは一六八八年のホイッグたちの勝利を示していた。それゆえ、英国議会の主権を主張するダニエル・レオナルドの主張は、一六八八年のホイッグの革命原則の帰結であるということもできるわけである。名誉革命の担い手であったホイッグ派は、ジェームズ二世の絶対主義にたいして、自分たちの声こそが国民の声とみなし得るという理由で、英国王権は空位であると宣言した。¹⁾ そうして国王の「恣意的な」立法から、本来イギリス人がもっていたは

ずの自由、すなわちコモン・ローを守るために戦つたのである。そのコモン・ローの健全性を端的に示すものが議會であつた。そのため、英国のホイッグたちは、次第に英國議會における制定法 (statutory law) の堆積物をコモン・ローとみなすようになっていった。そして、一八世紀の中頃までには、ほとんどのイギリス人は英國國制を英國議會の絶対性とみなすようになった。つまり英國國制とは英國議會の立法そのものであり、英國議會を抑制する権力は、その存在自体が名譽革命の原則を侵害するものであると考えられるようになっていく。イギリス人にとって、名譽革命とは要するに王權にたいする議會の勝利であつた。

このような歴史的経緯をイギリス本国において経験していないアメリカのホイッグたちは、イギリスのホイッグと同じ認識をもつてはいなかつた。アメリカのホイッグたちによれば、名譽革命とは、恣意的な政府 (arbitrary government) にたいする自由の勝利を意味していた。すなわち名譽革命とは、英國國制の不斷の修正作業における一つの大きなステップであり、その修正作業によつて英國國制をその初期の (pristine)、原初的な (original) 原則に復帰させることを目指したものであつた。そしてその原則の中で、最も重要なものは「同意の原則」であつた。⁽³⁾ このような観点から見ると、北米植民地人にとっては英國議會こそが「恣意的な政府」であつた。このことを理解していたエドマンド・バークは、「イギリスに反抗したアメリカ人のイギリスにたいする關係は、一六八八年にジェームズ二世に反抗したイギリス人と同じ關係にある」と述べた。⁽⁴⁾ すなわち一七六三年以降北米植民地にたいして示された英國議會の國家理論と一六八八年に名譽革命を誘発する、ジェームズ二世の國家理論は、共に政府は恣意的に法律を課すことができるという点で同じものである。ただ前者が英國議會の意思であり、後者が國王の意思であつたという点で異なっているにすぎない。北米植民地は、まさに「ホイッグ原則」に従つて、イギリスに反抗したというのが、バークの理解であつた。

では、アメリカ人の同意は何によつて示されていたのであろうか。それは彼らが國王から受け取つた特許狀 (charter)

であり、イギリスとの関係でいえば、一六〇年間の間に次第に発展してきた慣習的な不文の「イギリス帝国」の国制である。⁽⁵⁾それは前章で示したジョン・アダムズの「平行的主権」に示された関係である。しかしここで注目すべきなのは、一六八八年のホイッグたちと、北米植民地のホイッグたちの間の類似性だけではない。それと同時に、北米植民地のホイッグたちが、英国国制には復帰すべき「初期の（pristine）、原初的な（original）原則」が存在していると考えていたこと、北米植民地におけるコモン・ローの基礎として、特許状という、紙に書かれた文書を奉じていたという決定的な違いがすでに存在していたということにも注目しなければならない。こうして、北米植民地のホイッグの政治理論は普遍性を備え、世界初の成文憲法にアメリカを導くことになる。すなわち、「革命」の原則がこのイギリスとの論争を通して形成されて行くこととなる。ただしアメリカ革命の普遍的性格に立ち入る前に、まず革命指導者ジョン・アダムズのホイッグ的性格を先に押さえておく必要がある。それによって、アメリカ革命の普遍性の前段階にある英国的性格を適切に理解することができよう。またこの点を押さえることで、「革命家」アダムズと独立後の「憲法制定者」アダムズとをつなぐ思想的一貫性を論じる準備としたい。⁽⁶⁾

ピューリタン革命以後のイギリスでは、「共和国（Commonwealth）」という言葉は、やや不吉な意味合いを帯びるようになっていた。イギリス人が経験した「コモンウェルス」とは、要するに国王の処刑と激しい内乱、そしてその帰結としてもたらされたクロムウェルの独裁として現れた状態であった。このためイギリス人にとって共和政とは「内乱」・「独裁」をイメージさせるものであり、それは政治体制というよりも「君主不在期間」と考えられるものであった。そのためイギリス人は名誉革命においては、国王ジェームズ二世の逃亡に際して「共和政」ではなく、王家の交代という形を選択することになった。この名誉革命を通して定着した理想の政体観こそが「混合政体論」あるいは「制限王政」とい

う、アリストクラテックに「姿を変えた共和国 (disguised republic)」の観念であつた。このような政治体制は一八世紀になると、「フリー・コンスティテューション (free constitution)」、「フリー・ガヴァメント (free government)」などと言ひ換えられていくようになる⁽⁷⁾。

このような政治的文脈において「共和主義者 (コモンウェルス・マン)」という言葉をあえて打ち出したのが子爵ロバート・モルズワース (一六五六一―一七二五) の『真正ホイッグの原理』 (一七七五) である⁽⁸⁾。彼はその中で次のように言う。

六〇年程前にイングランド、スコットランド等の国民が陥つた無政府状態や動乱状態、それは誤つてコモンウェルスと呼ばれたのであるが、それが人々にこの言葉の真の意味を理解させることを妨げたのである。

つまりモルズワースによれば、そもそもピューリタン革命によつて生まれた「無政府状態」をコモンウェルスと呼ぶこと自体が間違つていゝというわけである。ではコモンウェルスとは何かというと、「その統治構造がそのものあり方において、全体によつて全体の幸福が配慮されている」統治体制であり、「その統治構造の頂点に王や女王をいただいていても、コモンウェルスでなくなるわけではない」といふ。つまり、コモンウェルスとは、国王のいない政治体制とは限らないのである。そして「真正ホイッグ」とは「王 (あるいは女王)、貴族、平民という三身分のもとの、真正の、古き良きゴシック政体の真実にどこまでも忠実であろうという人のことである。その政体にあつては、立法部は全身分會議に属する。執行部は王に属するが、しかし悪政を布いた場合は、王は全国民にたいしてその責任を負わねばならない⁽⁹⁾」というのがモルズワースの主張である。

以上のような、英国における「ゴシック政体」の理想を確認しようという試みはウォルポール政権以降に始まった「ホイッグ寡頭制」にたいする抗議という政治的文脈をもっていた。内閣という本来国王に従属していた行政機関が次第に成長をとげ、立法権力が行政権力に依存し始めていることが、イギリスにおいては問題化していたのである。ところが名誉革命以降、政治体制を担ってきたのはホイッグたちであった。そうである以上、批判者はそのまま自らを「ホイッグ」とは名乗りがたい。そこでモールズワースは真のホイッグとして「真正ホイッグ」と名乗った。彼の抗議の柱は、「立法権」と「行政権」の分離を強く主張することである。すなわち、行政権力の一機関であるにすぎない内閣が、立法権力を篡奪しているという主張である。

また、同時代を生きたボーリングブルック（一六七八一七五二）についても同じことが言える。彼の場合は自らを「カントリー派」と名乗りウォルポール批判を展開する。ボーリングブルックの主張はより英国内部の問題に則して、さらに権力分立を強調したものである。彼はイングランドの国制を「ゴシック的政治制度（Gothic institution of government）」として高く評価しそれを次のように定義する。「すなわち、国王は最高の執政者（supreme magistrate）であり、立法に際しては拒否権を行使する。貴族院と庶民院は法案を提議し通過させる立法権をもつ。また前者には司法権が、後者には課税審議権が与えられている」⁽¹⁰⁾。名誉革命とは、ゴシック政体という古代サクソン民族にまでさかのぼる原理を刷新したものであるというのが彼の理解であり、その原理がウォルポール政権以来危機に瀕しているというのが彼の抗議である。この主張のなかには混合政体論と同時に、立法権と執行権の分離という論点が登場している。この論点は後にモンテスキューが『法の精神』において展開する立法・執行・司法の機能論的三権分立論に大きなヒントを与え、その『法の精神』がアメリカ建国の指導者たちの必読書の一つになる点が注目し値する。

もともと、以上のようにイギリス内部では、英国議会が内閣によってその意思決定を篡奪されているという感覚を持つ

ていたとしても、北米植民地の側から見ると、イギリス側から示される立法は英国議会による立法なのであり、敵意の対象は英国議会となる。⁽¹¹⁾ただし英国議会のあるべき姿に関してはアダムズも英国のホイッグの論者と同じ見解を持っている。アダムズは英国議会を次のように定義する。

もし私が英国国制を定義するならば、それは制限された王政、または一般に知られている政府の三つの形態の混合であると言ふべきであろう。すなわち、王政的壮麗さ、貴族政的独立性、民主政的自由の大部分を維持し、これらの権力の各々は自分以外の他の二つにたいして、臣民の自由を維持するために、立法と行政の両方において抑制の手段⁽¹²⁾（control）をもつ。

このアダムズの見解には、非常に正統的なホイッグ的政治観が示されている。まず第一に、「ゴシック政体」の理想を英国国制の原初の形と考えている。第二に、「自由」を保持する統治方法を、「抑制均衡」に基礎づけている。そして、第三に、諸権力の適正な配分を重視し、行政・立法・司法の厳格な分離は想定してはいない。つまり執行権を担う君主的存在は、拒否権という形で立法に参与し、立法府の一部門である貴族院は一定の裁判権をもち、庶民院は執行府にたいし課税の審議を通して一定の審査権をもつというふうに、行政・立法・司法という統治機能論的三権は「配分かつ融合⁽¹³⁾」されていることがわかる。

このホイッグ的理想は、後にアダムズが執筆する『アメリカ諸邦憲法擁護論』を貫く主要テーマになる。多少議論を先取りするならば、『ザ・フェデラリスト』においてマディソンらも、機能論的三権は「配分かつ融合⁽¹⁴⁾」されざるを得ないことを主張しつつ、連邦憲法擁護の論法を展開している。

では何故、英国国制をイギリス人同様に、理想の統治体制としていながら、北米植民地人は独立を目指すことになっ

たのだろうか。この論点こそが北米植民地人たちとイギリス本国の理論家たちの間にひそむ英国国制観の違いを示すものであり、「革命」の理論を明らかにするものである。次節においては、ジョン・アダムズの政治文書を中心に「革命」の理論の形成について検討してみたい。

第二節 立憲主義の転換と革命理論の完成

一七六五年、英国議会は印紙税法を可決した。北米植民地人たちには非立憲的な課税 (unconstitutional tax) と感じられた英国議会のこの立法によって、ジョン・アダムズはマサチューセッツにおける公的生活での活躍の場を得ることになる。⁽¹⁵⁾ 同年の八月から一〇月にかけて、アダムズは『教会法と封建法について (A Dissertation on the Canon and Feudal Law)』を発表した。彼はこの論文によって、かつてシドニー、ロック、ハリントンらがスチュアート朝の専制にたいして行ったと同様のことを企図した。すなわち、教養ある人々の目を政治に向けさせ政治的運動を喚起し、英国議会の専制 (Parliamentary Tyranny) にたいして、アメリカの才能ある人々の目を政治に向けさせようとしたのであった。また一方で彼は、マサチューセッツ議会における印紙税法問題を討議するためのブレイントリー代表団のために、「ブレイントリー訓令書 (Braintree's Instructions)」起草する。その中で彼は印紙税法はマグナ・カルタによってすべての英国人に保証されている二つの基本的権利を侵害しているがゆえに反対すべきことを訓令している。ここでアダムズが言う二つの基本的権利とは、「同意 (consent) によってのみ課税される権利」と「同輩の陪審員によってのみ審理される権利」である。⁽¹⁶⁾

一七七〇年、アダムズはマサチューセッツ下院 (House of Representative) 議員に選ばれ、一七七三年、一七七四年には、

下院の投票によって評議会 (Council) 議員にも選出されている。もともと評議会議員については、総督に拒否されているが、この際に、総督代理・総督であったトーマス・ハチンソン (Thomas Hutchinson) と論争をくりひろげている。そして一七七四年には前章で触れた『ノヴァングラス』を発表した。その中では英国議会主権の考え方を攻撃し、その主張を徹頭徹尾立憲的構造 (constitutional structure) にそくして展開する⁽¹⁷⁾。

この一七七四年という年はジョン・アダムズがフィラデルフィアでの第一回大陸会議の代表に選ばれた年でもあった。彼は日記に、大陸会議への期待を記している。「新たな、素晴らしい場面が私の前に開かれた。大陸会議 (Congress) である」。そうして彼は大陸会議を古代ギリシャのアレオパゴス評議会 (Court of Areopagus)、ユダヤのサンヘドリン (Sanhedrin)、アジアのディヴァン (Divan) と類比し、それを「大陸で最も賢明な人々の会議」であり、より賢明であったこの英国議会と対等のものであると考えていた⁽¹⁸⁾。事実、見識・力量の優れた人々が参集したのは、歴史の示す通りであり、アメリカの幸運はこの日に約束されていたのだろう。フィラデルフィアで後に「建国の父たち」と呼ばれることになる面々と対面したアダムズは妻のアビゲイルにたいし、「能力、徳、財産の点で、この大陸で最も偉大な人々の集まりである⁽¹⁹⁾」とその感激を書き送っている。

では他の参加者たちは、ジョン・アダムズをどのように見ていたのだろうか。ベンジャミン・ラッシュ (Benjamin Rush) は、「大陸会議のすべての人々が、彼 (アダムズ)こそが会議の第一の人物であると認めていた⁽²⁰⁾」と語っている。このアダムズの名声は一七七六年七月一日、大陸会議が独立問題について最後の議論を行っているときに威力を示した。実は北米植民地では、すでにイギリスと戦争状態に入っているこの段階においても、「独立」は必ずしも自明の路線とはなっていなかった。とくに強く独立に反対するジョン・ディキンソン (John Dickinson) の卓越した演説に誰一人反対することができない有様であった。そのとき立ち上がり、決然と独立を主張する演説を展開したのがジョン・アダムズ

であり、その演説が大陸会議の独立路線を決定づけた。

後年トマス・ジェファソン (Thomas Jefferson) はこのときを振り返り、「アダムズ氏の演説は、思想と表現において、我々を席から動かしめるほどに力強かった」と述べている⁽²¹⁾。また、リチャード・ストックトン (Richard Stockton) は、「この国が独立という偉大な事跡に最も恩恵を負っている人物は、ジョン・アダムズ氏である。……彼は正義のみならず、功利的な観点からも合理的な論証をなし、(独立に向かう) 議論を支えた」と報告している⁽²²⁾。こうして、ジョン・アダムズは、大陸会議が一七七六年七月二日に独立の決議を可決するまでのプロセスを一貫してリードし、七月四日のトマス・ジェファソン起草の独立宣言に署名する栄光を手にすることになる。

以上のように、ジョン・アダムズを反英独立抗争史における代表的人物へと押し上げた彼の「革命の理論」とはいかなるものであったのか。ここで、再び一七六五年に遡って検討してみたい。

ジョン・アダムズは、印紙税法を単にイギリス側の近視眼的で、不見識な試みとは見ていなかった。その立法の背後に存在するより大きな脅威、深刻な意味合いを感じ取っていた。そのため彼は、印紙税法の背後に存在するイギリスの植民地政策の変化とその新たな傾向を分析し、北米植民地の同胞にたいして警告を発する。このようなアダムズの態度は一七六五年以降一貫したものであり、印紙税法についても、その立法をめぐる党派的确執や同法の支持者たちの性格や行為などには関心を示していない。アダムズの関心は個々の政策の背後にある長期的政策を決定する、原則に注がれていた⁽²³⁾。

一七六五年、英国議会が印紙税法を可決し、それになんとして北米植民地人は強い反発を示すが、ほとんどの北米植民地人にとっては、その反発は短期的利益侵害に触発されたものに過ぎなかった。そのため、抵抗の基盤は脆弱であり抵

抗運動の方向性も定まらなければ、その正当化もままならない状態であつた。その時にジョン・アダムズが発表した『教会法と封建法について』はまさに抵抗運動の担い手たちに抗議行動の正当化根拠を与えたのであつた。⁽²⁴⁾

ここで注目すべきは、この文書の題名であろう。アダムズは印紙税法反対運動の正当化根拠の提示を求められている著作にたいして、『教会法と封建法について』という題名を与えている。それは、いかに彼が個々の抑圧的政策よりも、その政策を生み出す根本的原理に関心を寄せていたかを示している。この著作における主題は、隷属の歴史的な原因と、政治的宗教的自由の確立のために必要な条件は何かを考察することにあつた。こうしたことをふまえてその内容を検討してみたい。

アダムズによれば、近年のイギリスによる、北米植民地に英国国教会の監督制度を確立しようという試みと、北米植民地人に印紙税法を押し付けようという試みは、ともに北米植民地に新たな種類の教会法と封建法を導入しようというイギリス本国側の意図を示しているといふ。⁽²⁵⁾ そうした上で彼は、その切迫した脅威にたいする警告を同胞に投げかける。これをアダムズは自らの歴史哲学から展開する。アダムズは、歴史を通してある社会の教育の一般的レベルとその統治形態の間には密接な関係があると説く。すなわち教育が低ければ低いほどよりいっそう専制的統治が可能となり、教育が行き渡っている社会では自由な自己統治の形態が見られるといふ。それゆえ知識こそが統治の鍵を握るものであることがわかるが、人間の歴史を見る限り、王や貴族たちは教育を独占し、意図的に人民を教育から締め出してきた。特に「権利」という概念に関する知識を人民に与えないようにしてきたので、人民は権利による独立や自由というものを考えられないできたのであるとする。⁽²⁷⁾

キリスト教の興隆以来、二つの巨大な専制の体系がヨーロッパ人の肉体と魂を隷属させてきた。それが「教会法」と「封建法」である。教会法は、教会が今世と来世に関するあらゆる種類の権力、道徳の法則や義務の配分、あらゆる種

類の罪を決定する權威を神から与えられていることを想定してつくられたものである。それが威力を保持してきた理由は、キリスト教会は、神から天国の門の鍵を与えられていること、自分たちはその門を好きなように開いたり閉じたりできるということを、人々に信じさせてきたからである。一方、封建法の体系とは、すべての支配地は勝者である將軍や君主の主権的所有権のもとにあるという征服權を基礎としている。この封建法の体系のハイアラキカルな基礎の上に、土地は不平等に配分されている。そしてこの土地を介して様々な義務と奉仕の体系が生じてきた。この体系のもとでは君主のみが土地を完全に所有し、君主のみが完全な意味で自由であつた。⁽²⁸⁾

自由にたいする決定的打撃は、この二つの専制の体系が共同して一つの巨大な抑圧の原動力となつたことによつてもたらされた。こうして人民は無知によつて隷屬の鎖に縛り続けられてきた。⁽²⁹⁾これがいわゆる「中世」である。しかし、時が流れてイギリス人は次第に自分たちへの抑圧に敏感になつてきた。とくに宗教改革とアメリカへの移住との間に、ヨーロッパにおいては、啓蒙精神が生まれ、特にイギリスの人々は權利と自由についてのより多くの知識をこの期間に獲得した。この啓蒙の時代における最も重要な出来事こそ、アダムズによれば、ピューリタンのアメリカへの脱出(exodus)である。⁽³⁰⁾

かくして、アダムズの歴史解釈は急進性を帯び始める。アメリカに渡つた人々の目的は実は宗教的自由のみではなく、より重要なのは「普遍的自由 (universal liberty)」であつたとするのである。アダムズによれば、この普遍的自由のための權利の基礎は「神」と「自然」である。⁽³¹⁾そしてアメリカに移住したピューリタンは、教会法の魔術 (magic) を捨て去り、封建法の抑圧を捨て去り、自由と人間の權利に一致する政治制度と政策を構成したのであると主張する。⁽³²⁾ただし、この新たな政治制度の永続性は自由、財産、自己統治の權利を否定しようとするあらゆる意図を見破り、そうした意図に断固抵抗する啓蒙された市民の能力に基礎づけられることに、まもなくピューリタンたちは気づいた。そこで、知識

を普及し擁護するために、大学や公教育システムを設立し、自由な新聞を活発化させてきたのであるとする⁽³³⁾。こうして、ニュージーランドの自由の歴史を学び、英国国制の本来の精神を探索することが可能になったという。このように、アダムズは権利と自由を擁護するために、教育と新聞を奨励すべきであると述べて、『教会法と封建法について』を締めくくっている。

以上のアダムズの主張の特徴をまとめてみよう。まず彼は北米植民地人にとって自由とは、歴史的に「経験されたもの」であり、今必要なのは、その父祖たちが打ちたたてた自由の意味を思い起こし、その自由を回復すべきことであるとする。そのかつて経験され、今こそ回復すべき自由は英国国制に示された「イギリス人の自由」であるが、この自由とは、「自然の法 (law of nature)」に基づくものであり、「人間本性の枠組みにおいて、知的道德的世界の構成 (constitution) において、イギリス人の法や統治の基礎を探索する」⁽³⁴⁾なかで推定されるのであるとしている。この思考様式には、後に述べるように英国議会による制定法と憲法とを分ける考え方の起源が存在する。すなわち英国国制という規範をより抽象的に読み込んでいく「革命的」国制理解の転換がみられる。それは、彼の次の言葉にも示されている。

イギリス人の自由は、国王や議会が許可するものではなく、根源的な権利であり、原始契約 (original contract) の条件であり、特権と同等のものであり、政府と同様に古いものである。⁽³⁵⁾

こうした上で、アダムズは北米植民地人の現在の状況と、一七世紀にイギリス人が直面した状況の歴史的類似性を描き出す。すなわち、スチュアート朝の専制によって、イギリスの最良の知性の持ち主たちが、統治の本質と役割についての反省を促されたように、英国議会の最近の専制によって、北米植民地にも優れた政治家や思想家が現れるのではな

いか、と期待している⁽³⁶⁾。

では次に、ジョン・アダムズが印紙税法反対を実際の政治的場面で提出することになった「ブレイントリー訓令書」の理論構成を検討してみたい⁽³⁷⁾。アダムズはこのなかで、印紙税法は二つの点で非立憲的（unconstitutional）であるとして印紙税法への反対を訓令している。それは「同意の原則」と「陪審員制度」の侵害である。

まず、アダムズはイギリスの統治システムの解説から始める。彼によれば、イギリスの統治システムでは、人民は立法と行政の二つの部門に代表されている。つまり、選挙の原則を通して立法部門に代表され、弾劾制度を通して行政部門を抑制している。ところが、印紙税法はこの原則を完全に無視している。マグナ・カルタやコモン・ローの原則は、正当で直接的な代表（just and actual representation）なしに、議会が課税することを禁止しているはずである。それにないて、印紙税法の支持者がとる実質的代表（virtual representation）の原則は、法律上の絵空事（fiction）であり、本質的には理解しがたいものであり、非合理的なものであると断言する⁽³⁸⁾。

これが、「同意の原則」の侵害についてのアダムズの見解である。ここではイギリスで発達した「実質的代表」の原則を斬って捨てたうえで、英国下院において一エーカーも代表されていない北米植民地にたいする英国議会の課税権を否定している。「代表なければ課税されず」の原則が北米植民地で公式に表明された最初の事例でもある。「実質的代表」という法理をアダムズが斬って捨てた意義は小さくないだろう。北米植民地の人々はイギリス側の論者の説く法理論に明らかに萎縮していたからである。直接的な代表こそが、アメリカの政治的伝統のだと断言することによって、北米植民地の人々はイギリス本国からの言葉がもつ「魔術」的な力から解放されたのである。

次に、アダムズが攻撃したのはイギリスが副海事裁判所を増強したことである。彼によれば、そもそもコモン・ローの原則に反する、砂糖法・印紙税法といった一連の課税法案の実行を確実なものにするために、重ねて通常のコモン・

ローから逸脱する副海事裁判所を増強するというのは、さらに許しがたい行為であった。つまり、非立憲的な法廷が非立憲的な課税を強化しているというわけである。

副海事裁判所が非立憲的であるという理由は、同法廷が「陪審員制度」というイギリス人の権利を保持していないからであった。その運営システムは、陪審員なしに一人の判事が取り仕切り、それらはコモン・ローの手続きよりも、官吏の手続きによって運営されている。それゆえ、判事は判決と事実認定の二つを一人で決する権力をもち、しかもその官職保有期間は、国王の寵愛を受けている期間続くというものである。

ここで、アダムズが主張しているのは、副海事裁判所は、コモン・ローの根本原則である、「その土地の平等な人々の陪審員」を否定しているがゆえに承服できないということであった。最初に法律家として世に出たジョン・アダムズにとっては、この事実は深く心に突き刺さる問題であった。それは専制の実例としてアダムズによって数えられていくことになる。⁽³⁹⁾

以上のような、政治文書の発表によって、ジョン・アダムズの文名はマサチューセッツのみならず、全北米植民地に広がり、その後、彼はマサチューセッツ議会、大陸会議において、反英独立抗争の指導者となっていたことは本節冒頭で触れたとおりである。そこで、本節の最後に、すでに革命の指導者として活動していたジョン・アダムズの体系的な政治文書である『ノヴァン格拉斯』に示された、最終的なアダムズの「革命理論」を検討してみたい。そこでアダムズは、次のように英国人の移住の歴史から話題を始め、そこから論理を展開していく。

まず、最初に植民者たちがアメリカに定住したとき、彼らは二つの伝統的観念に拘束されていた。それは、封建法と

教会法である。封建法によって、君主は征服権をもちその征服地にたいする所有権、あるいは主権を持つと推定されていた。また教会法によって、教皇は地上のすべての土地にたいする主権をもっているがゆえに、教皇の名において統治するすべてのキリスト教徒の君主は、彼らの臣下によって征服された土地への権利を主張し得ると推定された。「こういった馬鹿げた概念をイギリス人は信じてきた」⁽⁴⁰⁾。

植民者はたしかに当初は中世的な服従契約 (a pactum subiectionis) によって国王と結びついていた。その契約は支配者 (ruler) と被支配者 (ruled) の間の相互的な関係を結ぶ契約であった。このような封建的な契約が意味することは、封臣は君主にたいする誠実な奉仕者であると同時に、その見返りとして君主はその忠誠者に保護を与えるというものである⁽⁴¹⁾。

ある地域やある人々が、封建法に従って国王に服従する場合には三つの可能性がある。まず第一に国王の人格に忠誠を誓う場合、第二に特定人格にかかわらず王権に忠誠を誓う場合、そして第三に王権とその王国に忠誠を誓う場合である。この第三の場合の国王とは王国と切り離せない存在であり、その忠誠の対象は議会内の国王 (king in Parliament) である。アダムズによれば、北米植民地人は第二の意味において、英国王権の臣民である⁽⁴²⁾。

また、さらにある地域または人々が、王権と国王の人格の両方に服従し得る場合には、二つの可能性がある。それは、第一に、英国議会に併合されることに同意する以前のウェールズや、征服されてしまう前のアイルランドの場合であり、第二にジェームズ一世の王位継承後で、なおかつ合同法以前のスコットランドの場合である。この場合、北米植民地はスコットランドの事例に適合する。なぜなら、議会を併呑される形でイングランドに属するのではなく、王権との関係からイングランドに属するからである。すなわち、「我々は、国王ジョージ三世という人格にたいし忠誠を負う」⁽⁴³⁾ということになる。

一方、封建法の理論に従えば、もしイギリス国王が軍事力によって、現地人がもつ土地を征服したならば、国王は征服の権利によってその土地の主権者となる。この場合、北米植民地は、合併以前または英国議会への服従以前のアイルランドやウェールズと同じ立場にたつことになる。⁽⁴⁴⁾しかし、封建法の理論はアメリカにおいては、当てはまらない。なぜなら、アメリカは征服されたものではなく、発見されたものだからである。実は、発見された土地が、直ちにそして法的に国王の所有物であるかどうかは、封建法からは、決して自明ではないのである。なぜならば、国王と北米植民地人との関係は、征服者と被征服者の関係ではないからである。そうではあっても、仮に国王が北米植民地人に保護を与えてきたならば、植民地の財産性にあるいは正統性が生まれたかもしれない。しかしながら、国王は保護を与えてはこなかったのである。⁽⁴⁵⁾

つまり、北米植民地は、発見 (discovery)、探検 (exploration)、購入 (purchase)、移民 (settlement) によって形成された土地であり、この事例は英国史に前例がないがゆえに、その植民地化 (colonization) を正統化する概念はコモン・ローには存在しない。だから、英国議会の権威によって北米植民地を支配することもできない。まして、当時の移住者たちは、「人民と聖俗の専制者の間の争いから逃れるために」アメリカに移住したのである。人々のなかには、宗教的迫害を避けるために来た者もいたが、ほぼすべての人々は普遍的自由への愛を実行するためにやってきた。⁽⁴⁶⁾国王は、その特権により臣民の移住を禁じることもできたが、国王は臣民が王国から去ることを容認したのである。ところで、当時の国王と、国王の許可を得て英国を離脱した臣民との関係であるが、ロックは『統治論』において次のように言っている。

誰もが、自分でむすんだ契約や約束がどんなものであっても、むすんだ以上はそれらに拘束されるというのは、本当である。⁽⁴⁷⁾
しかし、いかなる契約であつても、その子供や子孫を拘束することはできない。

つまりロックに従うならば、現在の植民地人は、もともと英国議会の権威から自由であったのみならず、実は国王の権威からも自由なのである。すなわち、アメリカに移住したイギリス人は、人間がもつ自然権のみをもって、北米植民地に自らの政府を設立することになったのである。この歴史をアダムズは次のように要約する。

プリマスの植民者たちは、なんの特許状 (charter) も許可状 (patent) ももってはいなかった。そして、英国議会からも王権からも何の権威も引き出さず、自分たちの政府を作った。彼らはインディアンから土地を購入し、自然という単純な原則の上に、彼ら自身の政府を建てた。そうして後にその土地の特許状を買ったのである。しかし決して国王の政府のために、特許状を購入したのではない。そして一六六八年の独立した諸個人の間での原始契約 (original contract) という明白な根拠の上に、行政、立法、司法といった政府のすべての権力を行使しつづけている。⁽⁴⁸⁾

こうしてジョン・アダムズは北米植民地建設の歴史的議論を大胆に理論的な主張に転換することによって、イギリスからの独立を正当化した。では、イギリスから離脱し、いわば自然状態におかれた移住者たちが政府を設立するにあたって、依拠したものは何であろうか。それが、奇妙なことに英国国制なのである。すなわち、英国国制を、根本法として読み込むことが、ここにおいて必要となる。自分たちの自由の根拠をあくまで英国国制におき続ける点で、断じてホイッグ的でありながら、独立に結実する革命に向かった理由がここに存在する。この点は次節において検討してみたい。

第三節 コンステイテューショナル・コンヴェンションという立法者

北米植民地人は、彼ら自身が同意した英国議會による貿易の規制を除いて、英国議會の制定法には拘束されないというのが、ジョン・アダムズおよび北米植民地の指導者たちの主張となっていた。これは英国議會の主権をもって英国国制と考えるようになっていたイギリス側の理解とは相容れないものであった。英国議會が北米植民地のイギリス人の自由を抑圧する以上、そのイギリス人の自由を守るべき英国国制は、英国議會の制定法より上位の根本法的性格をもっていなければならなかった。

前節で示したとおり、アダムズは一七六五年の段階ですでに、北米植民者たちの「イギリスからの離脱」によって、北米植民地人たちはアメリカという自然状態に新たに政府を設立したのであるという考え方を示していたが、彼はそれを「荒野に新たに英国国制を立ち上げる」行為だ⁽⁴⁹⁾と考えていた。つまり彼は英国国制のなかに普遍的な法規範を読み込んでいたことがわかる。このような、アダムズの思想にインスピレーションを与えたのが、一七六一年の「ドクター・ボナム (Dr. Bonham) 訴訟」における、ジェイムズ・オーチス (James Otis) の参考意見であった。ジェイムズ・オーチスは、「イギリスの税関官吏に密輸を取り締まる一般札状を与えることは、英国国制の根本原則を侵害するものである」として⁽⁵⁰⁾いる。オーチスのいう英国国制の根本原則とは「人間にとって家とは彼の城である。その家の内部では、彼は王侯が城のなかでそうであるように、守られなければならない」、⁽⁵¹⁾というものである。つまり北米植民地の内政にたいして英国議會はみだりに干渉はできないし、英国議會はイギリス人の伝統的な権利、英国国制の根本原則を侵害することはできないといっているのである。そうした上で、オーチスは次のように言う。

英国議會の立法について、コンスティテューションに反する立法は無効である。本質的平等 (natural equality) に反する立法は無効である。……もし (英国議會の立法がそれらの原則に反するという) 訴えがあれば、法廷はそのような立法を廃さ

ねばならない。コモン・ローという理性によって、英国議会の立法は制御されなければならない。⁽⁵²⁾

つまり、オーチスの立場は、コンステイテューションに反する英国議会の立法は無効であり、法廷はそのような立法を廃さねばならないし、英国議会の権力はコモン・ローという理性によって制御され、裁判所はそれらの制御を強化する権威をもつというものである。このオーチスの主張はアダムズを刺激することになった。⁽⁵³⁾ これ以降アダムズは英国国制を自然法を具体化する不文のコンステイテューションとして、英国議会の権威を制限するものとして見るようになっていく。『教会法と封建法について』のなかでは、「イギリス人の自由とは、自然なものにして、国王や英国議会の特権に優越するものである」と、明確に主張し、そしてこれらの権利の源泉は人間本性のコンステイテューションであると⁽⁵⁴⁾する。また「ブレイントリー訓令書」では、アダムズは印紙税法を非立憲的（unconstitutional）なものであり、英国国制の主要な根本原則と一致しないものとして非難した。⁽⁵⁵⁾

こうして、一七六一年から一七七五年の間に、ジョン・アダムズら北米植民地の指導的立場にある人々は、英国国制をイギリス人に共通な古来の権利や自由を体现したものとして解釈するようになっていった。すなわち、国王およびその法廷は、英国国制という根本法に違反する英国議会の立法に無効を宣言する義務をもつことになるのである。そのためには、コンステイテューショナル（constitutional）なものと、リーガル（legal）なものとの間の区別がなされ、後者が前者に反するということが訴訟の理由と成り得なければならない。⁽⁵⁶⁾ こうしてリーガルなものと区別された新たな「憲法」観が形成されていく。

このような北米植民地において形成されてきた憲法観を的確に表現した人物にトマス・ペインがいる。彼は憲法を次のように分析する。⁽⁵⁷⁾

・政府が国王に委託されようと、代表制議會に委託されようと、人民の政府と人民の憲法との間には根本的な違いが存在する。

・この憲法というものは、政府に先立つものである。

・憲法は人民がその政府に委託する權威 (authority) を規定している。そうすることによって、政府の權威を制限する。

・いかなる政府もこれらの制限をこえて權威を行使するならば、それは權利なき權力の行使である。

・どんな国家であっても、そこで憲法と政府の間の区別が實際になされていないならば、實際には憲法はなんら存在していないことになる。なぜなら、政府の意思は憲法によって制約されず、その国家は本当は專制的 (despotism) であるということになるからである。

そして、ペインは英国国制について次のように批判する。

英国議會においてコンステイテューションという言葉が始終使われているということはなんら憲法が存在していないということを示している。そしてすべてが憲法のない単なる統治の形態であり、政府が好む權力をもって構成されているということを示しているのである。⁽⁵⁸⁾

これまでの、反英抗争の歴史的経緯から、北米植民地にとってリーガルなものとは、英国議會であった。では、コンステイテューショナルなものとは何であろうか。それは特許状 (charter) であった。北米植民地人たちは、この特許状によって、自分たちと国王との関係を定義し、イギリスと北米植民地との間が対等であることを正統化してきたのであ

る。そして、その特許状の大きな特徴は、恣意的な立法の数々ではなく紙に書かれた「契約」の証拠であった。すなわち英国議会の立法を規制する「固定された法（fixed law）」であった。以上のように、英国議会の恣意的な立法にたいするより上位規範の主張が憲法と政府を分離し、この特許状の記憶が成文憲法の概念となったと考えられる⁽⁵⁹⁾。

一七七五年までに、アダムズは被治者の同意に基づいて新たな憲法が起草されるべきこと、新たな政府が設立されるべきことを主張していた。そのためにアダムズは次のように主張する。

最も賢明なる著述家の理論を現実化し、人民を招き入れる必要がある。そして最も大きな基礎の上に自分たち自身の手で、政府を作らなければならない。なぜなら人民は、すべての権威の源泉であり、すべての権力の起源だからである。⁽⁶⁰⁾

このジョン・アダムズの言葉には、アメリカ立憲主義を考える際に外すことのできない重要な意味合いが含まれている。彼は、リーガルなものを規制するコンステイテューショナルなもの、つまり政府の構成をきめ、政府を規制する憲法はいついどこでつくられるべきであるかを示唆しているのである。そもそも憲法とは、英国議會を規制する上位規範、根本法の要請から生まれた概念である。議会の構成を決め、立法を規制する上位規範をそもそも議會でつくることのできるだろうか。「植民地」であれば、その上位規範は国王から与えられた特許状であった。しかし、独立し国王を追い出した場合、いったい誰がその上位規範を与えてくれるだろうか。もちろんそれは人民自身が形成するしかないわけである。

そのときに、思い出された概念こそが、「コンヴェンション（Convention）」である⁽⁶¹⁾。「思い出された」というのは、かつて名誉革命の際に、国王を事実上追い出したイギリスのホイッグたちが、新たに英国議會を構成するにあたって一六

八九年にこの「コンヴェンション」を形成した先例があったからである。ジョン・アダムズは、この憲法制定権力を人民の同意を代表するコンヴェンションにおいて形成することを主張した最初のアメリカ人のひとりである。アメリカ革命の「革命性」はこのコンヴェンションにおいて理論上の頂点に達した。このアイディアの登場までのプロセスを大陸会議の動向にあわせて、簡単に振り返ってみると次のようになる。

まず、ジョージアを除く一二の植民地の代表が、一七七四年九月から一〇月にかけてフィラデルフィアに集まり、第一回大陸会議が開かれた。この会議で出された声明は、特に「大陸会議の宣言及び決議 (Declaration and Resolves of the Continental Congress, October 17, 1774)」の決議四が明瞭に示すように、英国議会も各植民地議会も原則的には対等の立場にあり、通商については便宜上英国議会の規制に従うものの、イギリス帝国を共通の君主によって結ばれているが、相互に独立したそれぞれの議会をもつ連邦とみなすという北米植民地側の英国国制理解を示すものであった。⁽⁶²⁾ 結局は、このような国制理解、国王のあり方についての理解が、英国側の相容れないものであったことが、英国との最後の絆であった英国王権との関係の解除、独立への道を決定づけることになる。

翌年の一七七五年五月には、ロードアイランドが正式に英国王権との関係を切り、ヴァージニアは新政府の設立と独立の準備にはいる。その流れの中で大陸会議は各植民地にたいし、新たな政府を設立することを勧告する。そして一七七五年五月一日、大陸会議は王権のもとに権威づけられるあらゆる種類の行為はすべて停止すべきこと、そして各植民地の人民の権威のもとにすべての政府の権力を行使するよう勧告することを決議する。ゴードン・S・ウッドは、「新しい政府の形成が革命全体の目的であるならば、この五月一日の決議こそが真の独立宣言であった」と述べたが、事実ジョン・アダムズはその決議に接し、「それは独立そのものである」と述べている。⁽⁶³⁾ アダムズが「コンヴェンション」のアイディアを表明したのはこの辺りだと思われる。⁽⁶⁴⁾

この時点で、そもそもその政府を立ち上げる「憲法」そのものをいかに形成するかについて、明確な方策をもつ人々は少なかった。「人民はいかにして政府を構成し得るか」、「いかにして憲法を構成し得るか」、「なぜ人民は新たな憲法に服することができるか」といえるのか」というのが、人々のアダムズへの問いであった。この問いにたいするアダムズの答えは、「まず始めに、人民をしてもっとも広い基礎の上に、彼ら自身の手で、全体を束ねる機関 (whole binding) を設立せしめねばならない」というものであった。そして「これは、各邦の人民によつて選ばれた代表者のコンヴェンションによつてのみなされ得るものである」としている。そうする理由は「もしなんらかの疑いが生じれば、そのコンヴェンションは、彼らの憲法案を彼らのタウンやカウンティーや地区の人民に送り審議を求めるだろう。そうすれば、人民はそれ (コンヴェンションの行為) を自分自身の行為として受け入れることになるだろう」というものである。⁽⁶⁵⁾

さらにアダムズはこの時期、古代と近代の政府の構成、連邦 (confederacies) の実例を収集・検討し、『政府論 (Thoughts on Government)』(一七七六)を発表している。これは、各邦の憲法制定者たちが、コンヴェンションにおいて憲法案をつくるときのモデルを示すために執筆されたものであり、この著作はほぼすべての邦の憲法制定者たちに広く読まれたといわれている。⁽⁶⁶⁾

この「コンヴェンション」という概念には、当然それが本当に人民全体を代表し得ているかどうかについての疑い、機関としての不備な点への批判は最後までつきまといつづけることにはなったが、結局は「連邦憲法制定会議」、各邦の「憲法制定会議」、各邦の「連邦憲法批准会議」という形で「立法者」的役割を果たして行く。それは理論的には「運動体」であり、革命の始めに現れて根本法を形成し、その根本法が制度化するに従い消滅し、議会 (legislature) という「制度体」に引き継がれることで、革命は終結する。⁽⁶⁷⁾ その後は、政府がその憲法に従って日々の立法・行政を行っていくことになるのである。この革命後の制度の安定性の問題が独立後のジョン・アダムズの問題となって行く。

その後、大陸会議は一七七六年六月一〇日に、次のような宣言を行うための準備委員会を開いた。その宣言とは、「これら植民地連合 (United Colonies) は正当に自由で、独立した国家群 (states) である……それらはイギリス王権へのあらゆる忠誠を解除する……それらとイギリスとの間のすべての政治的つながりは、完全に解除しているし、されるべきである⁽⁶⁸⁾」というものである。こうして、その後の調整をへて、一七七六年七月四日の「独立宣言」にこぎつけることとなるのである。

- (1) McIlwain, *Constitutionalism: Ancient and Modern*, 4.
- (2) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 80.
- (3) *Ibid.*, 80-81.
- (4) McIlwain, *Constitutionalism: Ancient and Modern* (New York, 1947), 5.
- (5) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 81.
- (6) 「革命家」ジョン・アダムズと「革命後」の各段階におけるジョン・アダムズの立場、政治思想の変容についての古典的研究として次のものがあげられる。John R. Howe, Jr., *The Changing Political Thought of John Adams* (Princeton, 1966). しかし本論文では、ジョン・アダムズのホイッグ的側面に着目することによって、革命前と革命後の政治観の一貫性を強調したいと考えている。
- (7) 佐々木武『「英国革命」一七七六年—思想的独立革命論のために』、阿部斉・有賀弘・本間長世・五十嵐武士『アメリカ独立革命』(東京大学出版会、一九八二年)、一七一頁。
- (8) 同上、一七四—一七八頁。
- (9) 同上、一七八頁。

- (10) 川出『貴族の徳、商業の精神、モンテスキューと専制批判の系譜』、二〇一―二〇三頁。
- (11) 北米植民地人たちが、英国議会にたいして疎外感を深くしていく様子は、様々な局で観察されるが、その一例として次のものを挙げておく。松本慎一・西川正身訳『フランクリン自伝』(岩波書店、一九九七年)、特に二六六―六七頁。
- (12) *Earl of Clarendon to William Pym, Papers*, 1: 167.
- (13) ここにジョン・アダムズと英国のホイッグたち、さらにはモンテスキューとの類似性を見ることが出来る。川出『貴族の徳、商業の精神、モンテスキューと専制批判の系譜』、二一〇頁を参照のこと。
- (14) この点に関しては次を参照のこと。*The Federalist*, No.48.
- (15) アダムズは一七六五年を振り返って、「この年は私の人生で、最も注目すべき年であった」と振り返っている。Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 36.
- (16) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 36.
- (17) *Ibid.*, 37.
- (18) *Ibid.*, 37-38.
- (19) John Adams to Abigail Adams, 8 September 1774, L. H. Butterfield, ed. *Adams Family Correspondence*, 1: 150-51.
- (20) George W. Corner, ed. *The Autobiography of Benjamin Rush: His Travels Though Life together with His commonplace Book for 1789-1813* (Princeton, N. J., 1948), 140.
- (21) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 39.
- (22) *Ibid.*
- (23) *Ibid.*, 48.
- (24) 『教会法と封建法について (A Dissertation on the Canon and Feudal Law)』は、下記に所収のものを使用する。*Papers*, 1: 103-128
- (25) *Papers*, 1: 111
- (26) ここていう、権利とはすべての地上の統治体制に優先する、人間のつくった法では奪うことのできない権利をさすことが、後の論調から読み取ることができる。

- (27) *Papers*, 1: 111-12.
- (28) *Ibid.*, 113.
- (29) *Ibid.*
- (30) *Ibid.*, 114, 120.
- (31) *Ibid.*, 117.
- (32) *Ibid.*, 125.
- (33) *Ibid.*, 125-27.
- (34) *Ibid.*, 126.
- (35) *Ibid.*, 125.
- (36) *Ibid.*, 126-27.
- (37) 「ハイントリー訓令書 (Instructions to Brainree's Representatives concerning the Stamp Act)」は *Papers* に所収のものを使用する。1: 129-44.
- (38) *Papers*, 1: 134.

この代表の性質をめぐる問題は、大西洋兩岸のアングロサクソンを分離することになる重要問題であった。前章第二節で示したように、英国側は「実質的代表」という概念を用いて、北米植民地が実際に英国議会の庶民院に議席をもっていないことも、その立法に服さなければならぬことを主張した。これにたいする当初の北米植民地側の回答は、北米植民地が庶民院で代表されているという英国側の主張は否定しつつも、実質的代表という観念それ自体を否定したものではなかった。つまり、北米植民地が英国議会の課税案に反対しているのは、自分たちが英国議会のメンバーに投票していないからという理由ではなく、北米植民地と英国では利益が調和しないので、北米植民地は、英国議会では代表され得ないのであるという主張をした。ようするに、「実質的代表」の観念が成り立つのは、「選挙をする人・選挙をしない人・代表者」の三者が、近い関係をもち、利益を同じくしているときだけであるというのが北米植民地人の主張であった。北米植民地の主張する「実質的代表」の観念とは、人民の同質的統一性を条件としていた。

しかしながら、以上のような極めて硬い同質的統一性を条件とする「実質的代表」観はそれ自体がむしろフィクション

というべきものであった。そのため、この考え方は、すぐにそれとは別の代表観に取って代わられるようになる。それが「直接的代表 (actual representation)」という概念である。これは人民は実質的に (virtually) ではなく、現実 (actually) に代表されなくてはならないという代表観である。この代表観は北米植民地にとっては実際の経験のなかで培われてきた政治的伝統であった。例えば、ニューイングランドの植民地議會は代表者を送っていないタウンにたいして課税をするとは控えていた。このような代表観を採用する場合、参政権それ自体が代表の正統性の不可欠の基礎となる。そして投票プロセスが中心的な問題となる。とくに一七七六年までには政府の唯一の道德的基礎は、「人民の同意」であるということが、公理となっていたので、この代表観にこそリァリティーを感じる人々が北米植民地の多数となっていた。この「同意の原則」の神聖視こそが、「直接的代表」の観念を強固にすると同時に、参政権そのものを拡大する方向に導いた。また、この「直接的代表」の観念に特徴的なものは、代表者にたいする選挙地からの「訓令 (instruction)」である。この「訓令」の考え方がこそが、代表者にたいする選挙する者たちの「直接」性を端的に示すものといえる。この「直接」的な「訓令」が発達した背景には、アメリカ特有のローカリズムの存在が考えられるといわれている。

ただし、「直接」性を求めるがゆえに「その直接性はどの程度実現されるべきか」、または、「まだ正確に人民を代表しているとはいえないのではないか」という政治的不満がその運用には常につきまとい、それにローカリズムが加わることで「党派性」がより深刻に意識されるようになり、これが独立後のアメリカ政治史を彩る特徴となっていく。この代表観をめぐる問題はゴードン・S・ウッドの次の研究を参照のこと。Wood, *The Creation of the American Republic, 1779-1790*, 162-92. また、アメリカにおける直接民主制の伝統に関しては次の研究を参照のこと。阿部育『民主主義と公共の概念』(東京大学出版会、一九六六年)。

(39) Ibid., 134-35; "The Earl of Clarendon to William Pym," 13 January 1766, *Papers*, 1: 159; Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 49.

(40) "Novanglus," *Papers*, 2: 330-31.

(41) Ibid., 349-50.

(42) Ibid., 345.

(43) Ibid., 350-51, 321.

- (44) Ibid., 330.
- (45) Butterfield, ed., *Diary and Autobiography of John Adams* (Cambridge, Mass, 1962), 1 : 270 ; Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 75.
- (46) “Dissertation on the Canon and Feudal Law,” *Papers*, 1 : 113-14.
- (47) “Novanglus,” *Papers*, 2 : 327-28.
- (48) Ibid., 317.
- (49) Ibid., 328, 330, 353.
- (50) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 81.
- (51) Kinvin L. Wroth and Hiller B. Zobel. Eds., *Legal Papers of John Adams* (Cambridge, Mass, 1965), 2 : 140-42.
- (52) Ibid., 2 : 127-28
- (53) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 82.
- (54) “Dissertation on the Canon and Feudal Law,” *Papers*, 1 : 127.
- (55) “Instructions to Braintree’s Representatives Concerning the Stamp Act,” *Papers*, 1 : 134.
- (56) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 83.
- (57) McIlwain, *Constitutionalism : Ancient and Modern*, 9.
- (58) Ibid., 2.
- (59) 特許状の神聖視と成文憲法の発願の間の関係については、次の研究を参照のこと。McIlwain, *Constitutionalism: Ancient and Modern*, 93-122.; McIlwain, *Constitutionalism and the Changing world : Collected Papers* (London, 1969), 244-58.
- (60) Butterfield, ed., *Diary and Autobiography of John Adams*, 3 : 352.
- (61) 名義革命におけるコンヴェンションについて参考になるのは次の研究である。McIlwain, *Constitutionalism: Ancient and modern*, 5.
- (62) アメリカ学会編『原典アメリカ史 第二巻革命と建国』一一八—一二五頁。
- (63) John Adams to Abigail Adams, 17 May 1776, L. H. Butterfield, ed., *Adams Family Correspondence*, 1 : 411.

- (64) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 40.
(65) Butterfield, ed., *Diary and Autobiography of John Adams*, 3 : 352-56.
(66) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 41.
(67) このコンヴェンションのその後の動向についてウッドは次のように述べている。
「結局はアメリカにおいては、コンヴェンションは正規の議会とは異なり、あるいはそれ以上の憲法制定機関となった。アメリカ人は名誉革命下の英国人のように、革命の生み出す自然状態において、その固有の権利として自ら選択したコンヴェンションを形成して、それを正規の議会以上のものとした。さらにそのコンヴェンションは、アメリカにおいては、永久に続く制度となり、革命が終わらずに続いている状態となった。革命運動のはじめからアメリカ人は自分自身を組織する能力に依存し、群集として、政治的クラブとして、またコンヴェンションとして議院外で活動するようになった。」
Wood, *The Creation of the American Republic, 1779-1790* 319.
(68) Butterfield, ed., *Diary and Autobiography of John Adams*, 2 : 81.

第四章 ジョン・アダムズの建国の論理

第一節 『アメリカ諸邦憲法擁護論』の政治哲学

独立戦争は、一七八二年、英国内部での政変により成立した新政権が講和に関心を示したことにより一気に収束に向かう。一七八二年四月二日、英国使節オズワルドはパリでフランクリンと接触をはかり、講和交渉の準備を進め、九月二七日に英米間の講和交渉が正式に開始する。十一月三〇日には講和予備条約への調印がなされ、翌年一七八三年四

月一日、連合会議は講和条約を批准する。そして九月三日には英国、フランス、アメリカ、スペインの講和条約が正式に成立し、独立戦争は終結した。

これまでのアメリカ建国史研究では、独立抗争までの主役の一人としてジョン・アダムズをいきいきと描きつつも、独立以降についてはマディソン、ハミルトン、ジェファソンが研究者の関心を刺激し、ジョン・アダムズについては精彩を欠く人物として描かれる場合が多かった。その理由は彼の一七八七年の名著『アメリカ諸邦憲法擁護論 (A Defence of the Constitutions of Government of the United States of America)』に示される政治理論の古さがアメリカの実情にあわないものであったからであるといわれている⁽¹⁾。しかし、実際には、『ザ・フェデラリスト』に示される独創性にたいして、アダムズの『アメリカ諸邦憲法擁護論』(以下『擁護論』と略記)は、後世の研究者から見て「古典」としてあまりに退屈きわまりないものであったからなのではないかとも考えられるのである⁽²⁾。

マディソンは『擁護論』について、「学問のある人々ならば、その中に何らの新しいものは見出せないだろう。識見 (men of taste) ある人々からは多くの批判がなされるだろう」といいつつも「それにもかかわらず、それは読まれ、賞賛され、そして世論を形成する上で、つよい動力となるだろう」という複雑な評価をしている。事実、『擁護論』はジョン・アダムズのそれまでの名声によって、多くの知識人にただちに読まれる。そして確かに賞賛されることにもなる。それは確かに、「アメリカ啓蒙思想の最も素晴らしい成果」であつた⁽⁴⁾。しかし、その内容が革命後のアメリカ人の間で検討されるに従いやがて批判にさらされて行く。それは学問ある人々にとっては、特に真新しい内容をもたず、民主派や急進派、アンティ・フェデラリストにとっては、反革命的ですからあるように思われた。それは膨大な事例集であり、同時代の一般読者や後世の研究者にとつては、難解かつ退屈な著作であつた。

こうして、『擁護論』は、『ザ・フェデラリスト』という知的刺激にみちた連邦憲法擁護論に読者と後世の評価を奪わ

れていくことになる。その存在はすべての研究者が知ってはいても、本格的な研究はあまりなされず、アメリカ史の中で「無視された古典」となっていく。しかしながら、『擁護論』と『ザ・フェデラリスト』では、そもそも目的が違っているということには注意しなければならない。つまり、『ザ・フェデラリスト』は、連邦憲法の作成者たちが、アメリカ人一般にたいしてその新憲法の賛同を求めることを目的として書かれたのにたいして、『擁護論』は各邦の邦憲法作成者たちが憲法作成にあたって、参考にするために書かれたものである⁽⁵⁾。

独立を目とした一七七五年、自らが新たに憲法を作成しなければならなかった各邦の指導者たちの求めに応じて書かれた『政府論 (Thought on Government)』は、多くの各邦指導者の憲法作成作業に影響を与えた。しかしながらアダムズは、アメリカ諸邦の憲法は革命による外的危機と内的混乱のうちに作られたものであり、その内部には多くの欠陥が存在すると考えていた。つまり、アメリカ諸邦の憲法はいまだ不完全であると考えていた⁽⁶⁾。それゆえ、憲法の欠陥を修正するならば草創期の今が最適の機会であるし、また一方では、時代の変化によって政府が本来の姿から逸脱した場合には、後のアメリカ人が立憲的思考様式によって、それを修正し完成させなければならないとも考えていた。そのような不安と後世への期待もアダムズの心には存在した⁽⁷⁾。そのためには、後の世代が憲法の原理を知っていなくてはならない。アダムズは自分の生きている時代は憲法についての思索が最も熱心になされた時代であり、その成果を後の世代に伝え、より正しく修正できるように情報を与えなくてはならないと考えた⁽⁸⁾。つまり、後の世の潜在的な立憲主義的改革者たち (constitutional reformers) の教科書としてアダムズは、アメリカ革命期の政治家たちによって用いられた理性的な手法 (method) や様式 (modes) を残す必要があると考えた⁽⁹⁾。

アダムズは、アメリカ諸邦の憲法の作成は、自分の時代が最後であってはならないとも考えた。このような発想には、アダムズに特徴的な時の経過による人間の情念の変化、それに伴う政府のあり方の変化にたいする鋭い感覚がみうけら

れる。⁽¹⁰⁾この点に関しては後に明らかにするとして、さしあたりアダムズが不安と希望をもって考えていたことは、憲法の持つ欠陥は、それが何千年もかかって形成されたものであれば修正は不可能であろうが、現在のアメリカ諸邦の憲法が持つ欠陥は、それができて間もないものであるがゆえに、「今」取り組めばまだ間に合うだろうという期待であった。ただし、その修正作業は、自分たち革命を行った世代が始めることになるが、その完成は後の世代に託すことになるだろうというのがアダムズの考えであった。⁽¹¹⁾

以上のように、ジョン・アダムズが『政府論』に引き続き、独立後に『擁護論』を書かなければならないと考えた背景には、アメリカ諸邦の憲法が実はいまだ不完全であるという認識があった。そしてそれをより完全なものにするためには、後の世代の学識ある人々に頼らなければならないし、その後の人々が正しく改革を行うためには、その前任者である自分たちが理解したこと、考えたことを後の世代の人々が完全に知っていなければならないと考えていた。このような『擁護論』の執筆の動機から分かることは、アダムズが想定していた読者は、「同時代の憲法作成者」および、「後の世代の学識ある人々」であったということである。⁽¹²⁾

そしてそれは、『擁護論』と『ザ・フェデラリスト』の使命の違いを示している。『ザ・フェデラリスト』は連邦憲法作成者たちが、連邦憲法への国民的支持を取り付けるために書いた政治的な目的をもった著作である。極論するならば、そこに必要なものは正確な知識、厳密な論理性ではなく、「説得する力」である。⁽¹³⁾しかし『擁護論』が目的としたものは、憲法作成者たちに憲法理論についての知識を与えることである。そのため、一定の政治的な目的のために言語の意味を歪曲したりせず、アメリカ政治についての彼の考えを外観を偽らずに記す必要があった。その内容は基本的には古代と近代の様々な国家 (republics) のコンステイテューションの検討および古代と近代の歴史家、理論家の著作の検討であるが、その事例と検討は詳細をきわめ、その量は膨大なものになった。そのため、『ザ・フェデラリスト』にくら

べ、煩雑な印象が強く、後世の研究者からみて卓越した論理構成はもたず、その記述方法には統一的秩序や一貫性がな⁽¹⁴⁾い様にも見えることになった。

しかしながら、人間の社会および歴史を記述するとき首尾一貫した理論体系というのが正確なものであるとは限らない。ホップズやルソーの描く天才的首尾一貫性にはしばしばある種の問題点がつきまとう。むしろ誠実に社会を描こうとした場合、その記述方法は一見すると膨大な断片を描写するという形にならざるを得ない場合もある。ただし、膨大な事実の断片をいくら集めてもそれは歴史たりえない。どの事実をどのように集めるかを決定するのは哲学である。ジョン・アダムズの場合、それは「混合政体論」であつた。アダムズは多くの歴史的事例と哲学者たちの著作を検討し、その結果として「帰納的」に混合政体論の普遍的妥当性とそのあり方、運用方法を導き出そうとした。

以上のことが、ジョン・アダムズの『擁護論』執筆の目的である。それゆえ、『擁護論』は、憲法作成者たちに直接向けられたものであるということを考えるとき、アメリカ憲法体制をより正確に理解する上で『ザ・フェデラリスト』に劣らない価値をもつものであるといえるのである。ただし、このような大きな目的がアダムズに存在していたとしても、実際に彼を執筆に促したきっかけは、ヨーロッパとアメリカで起こった具体的な出来事であつた。

独立宣言以降ジョン・アダムズはフランス、オランダ、イギリスで主に外交に携わっている。その間彼は、ラファイエット、テュルゴー、コンドルセといったフランスの知識人たちと面識をもち、議論を交わす中で立憲主義の理念について本格的に知識を深め、思索を行う必要を感じるようになった。とくにパリでは、息子のジョン・クインジー・アダムズ、友人トマス・ジェファソン、ラファイエットとの議論によって、その憲法についての思想をさらに深めていった⁽¹⁵⁾。また、一七八六年八月にロシアとの通商条約を批准するためにハーグを訪れたアダムズは、オランダの愛国者たちによる活発な立憲主義の実践の試みをまのあたりにして大きな感激をおぼえた⁽¹⁶⁾。こうしてアダムズは、オランダ、アメリカ

カ、フランスに共通する革命の流れを意識するようになると共に、立憲主義的改革者 (constitutional reformer) としての自己意識を強めていった。とくに、オランダでのジョン・アダムズは歴史家の描く「古臭い保守主義者のイメージ」⁽¹⁷⁾とは、やや異なる顔をみせている。彼はオランダの急進派や改革派のリーダーたちから、政府 (government) やその立憲的構成 (constitutional construction) についての様々な意見を求められたが、彼はそれに答えて『ノヴァンゲラス』、アメリカ一三邦の憲法をオランダで出版し、一七八〇年にはオランダの愛国者ヘンドリック・コーエン (Hendrik Colkoen) の依頼にもとづき『アメリカにおける革命についての興味深い主題についての二六の手紙 (Twenty-Six Letters upon Interesting Subjects Respecting the Revolution in America)』を出版している。⁽¹⁸⁾ こうして、彼はベンジャミン・フランクリンがフランスにおいて「アメリカのリュカルゴス」とされたのにたいして、オランダ人からは「アメリカのソロン」として扱われることになる。⁽¹⁹⁾ こうして、アダムズは革命を成し遂げた独立国家の代表として、オランダの友人たちの求めに応じて、資料収集などを進めていたが、ヨーロッパとアメリカでの情勢の変化に次第に危機感を抱き始めるようになった。その危機感こそが、アダムズに『擁護論』の執筆を促したものである。その危機感が何であるかは、一八〇九年のサミュエル・パーレイ (Samuel Perley) への手紙に示されている。⁽²⁰⁾

それによると、『擁護論』執筆の動機を一七七六年に、ベンジャミン・フランクリンが、ペンシルヴァニア憲法をたずさえてフランスを訪れたときに遡らせている。フランクリンはその時、自分の州で新たにつくられた憲法案のコピーをもつてきていた。その憲法案は当時のアメリカの邦憲法のなかでも最も民主的内容をもつ憲法案であったが、その政府のあり方は、一院制 (unicameral system) を特徴としていた。そのフランクリンのもたらした、急進的なほど民主的な一院制の憲法案はフランスの知識人たちを熱狂させ、「フランクリン氏の憲法案」としてフランスじゅうに「不正確に」喧伝されるようになった。特に、「テュルゴーや彼のサークルの若い改革者たち (コンドルセといった人々) は、フラン

クリン氏の憲法案に魅了された⁽²¹⁾。アダムズがその四年後に、マサチューセッツ憲法をたずさえて訪れたバリは、その「フランクリン氏の憲法案」に熱狂する知識人たちで満ちていた。それゆえ、そのマサチューセッツ憲法案をみたフランスの知識人たちと激しい議論を展開することになる。その口火は一七八四年、リチャード・プライス (Richard Price) が、その著『アメリカ革命の重要性についての所見 (Observations on the Importance of the American Revolution)』の補遺として、「テュルゴの手紙」が公刊されたことよって切られた。その内容は、アメリカの邦憲法の多くは、そのネイションのすべての権威を一つの中心に集中する代わりに、下院 (a body of representative)、上院 (council)、総督 (governor) においている。それは英国国制において、庶民院 (house of commons)、貴族院 (house of lords)、国王 (a king) が存在しているのと何ら変わらないものである。それでは英国国制のイミテーションに過ぎないものなのではないのか、と批判したものである⁽²²⁾。

一方、アダムズもテュルゴらの考え方はすでに理解していた。アダムズは自分の示した憲法案に反感をもったフランスの知識人たちの考え方を次のように伝えている。

彼らは一つの議会による政府を創るだろうことを私は知っている。そしてそれはフランスおよび全ヨーロッパを恐怖の中に巻き込むことになるだろうことを私は知っている⁽²³⁾。

アダムズは、ヨーロッパの知識人たちの現実性をもたないユートピア的観念などは、それがエリートの中のサークル内に止まる限りは対応する必要はないと考えた。しかし大西洋兩岸の状況は、これらの観念に生命を与える可能性をもつようになっ⁽²⁴⁾てきているように彼には見えた。一七八六年、フランスで革命の予兆が見え始めたとき、マサチューセッツで

の社会不安の知らせがイギリスに滞在するアダムズのもとに届けられた。彼の不安は、この動乱の予兆はヨーロッパの出来事に連動したものではないかということであつた。

同時に西からの風が、マサチューセッツのタウン・ミーティングやカウンティ・ミーティングのニュースをもたらしている。そこではテュルギー氏の主張が賞揚され、私の憲法が非難され、総督 (governor) という官職や上院は、金がかかり、役に立たず、犯罪的であると非難されている。そしてそれらを批判するのみならず、それらに対して反乱さえ起こしているとい⁽²⁵⁾う。

つまり、アダムズの危惧は、テュルギーやコンドルセといったヨーロッパの知識人の思想が、彼の本国アメリカに悪影響を与えているのではないかということであつた。フランスの知識人たちの夢想的な急進的観念論——全人民を一つの議会に代表させてそこに全権力を集中させる——がフランスを動乱に導き、アメリカを混乱に巻き込みつつあるように彼には思われた。そのような情勢のなかで彼は、「それらの罪深く、破壊的で、致命的なやり方にたいしては、まったく是認もしなければ、支持もしないと世界に示すことを決意」した。そして、彼は『擁護論』執筆のきっかけをこのように説明した上で、「私は私のアメリカの諸憲法の擁護を書いたのである」とのべている。⁽²⁶⁾

当然ながらこのアダムズ自身の回顧は、『擁護論』をすべて刊行した後の説明であり、実際の執筆はヨーロッパとアメリカでの情勢が変化する中で行われている。つまり、『擁護論』は、この題名の三巻と、アダムズの主張によればそれに加えて『ダヴィラ論 (Discourse on Davila)』よりなるが、この全四巻は常にヨーロッパとアメリカでの情勢の影響のもとに書かれている。一七八七年一月に脱稿し二月に発表された第一巻は、オランダの愛国者たちから、いかにして共

和主義的憲法を構成するかについての助言を求められ、それに応えて材料集めを始めたのがきっかけとなっている。それが次第にフランスの社会情勢とマサチューセッツにおける政府を破壊するおそれのある、煽動的な集会 (sedition meeting) や不穏な集会 (riotous assembly) の続発の知らせによつて促されて執筆がなされていた。第二巻 (一七八七年夏) と第三巻 (一七八七年二月) はフランスにおける名士会 (Assembly of Nobles) とアメリカにおける「シェイズの反乱」 (一七八六—一七八七) に促されて執筆した。そして『擁護論』の第四巻にあたる『ダヴィラ論』は、一七八九年のフランス革命の一連の事件とアメリカにおける、新たなイデオロギー的な党派政治の出現に促されて執筆したものである。以上のことから分かるのは、アダムズはアメリカとヨーロッパで、この時期に生じていたさまざまな事件の間に何らかの関係を感じ、特にヨーロッパでの出来事がアメリカに悪影響を与えるのではないかとという危機によつて執筆を促されたということである。つまり『擁護論』とは、テュルゴーやコンドルセといったフランスの知識人によるアメリカ諸憲法批判にたいして、アメリカの諸憲法を「擁護」するのみならず、実はアメリカ立憲主義をヨーロッパからくる悪影響から「擁護」しようという意図からも執筆されたものであると言えるのである。

では、ジョン・アダムズは、『アメリカ諸邦憲法擁護論』において実際には何を擁護しようとしたのだろうか。実は彼はその大著の題名にもかかわらず、アメリカの邦憲法一般を擁護したわけではなかった。彼が擁護したのは、以下の三つの秩序 (three orders) の間の効果的な均衡が実現できていると思われる邦憲法のみであった。三つの秩序とは、王政的秩序、貴族政的秩序、民主政的秩序の三つであり、これを適切な配分によつて政府に代表させ相互に抑制均衡させている憲法のみを彼は擁護している。そして実際に彼が擁護するに足りると考えていた憲法とは、マサチューセッツ、ニューヨーク、メリーランドの三つの邦憲法であった。実のところアダムズはアメリカの邦憲法の三分の二は擁護できないものであると考えていた。彼によれば、それらは結局、中世末期のイタリアの諸国家と同様に無秩序と混乱をもた

らす憲法であるという。⁽²⁸⁾

前章において示したように、アダムズはホイッグ主義者である。ここでいうホイッグ主義者とは混合政体論に示されるゴシック政体にどこまでも忠実であろうとする人々であり、それをいかにして制度化するかを考える人々である。これまでのジョン・アダムズ研究では、反英抗争期の革命家アダムズと独立後の憲法制定者アダムズの間の政治思想の変化を強調するものが主流であった。その政治思想の「変化」とは、「革命家」アダムズが、人民の徳(virtue)と自然権という普遍的な自由を主張していたのにたいして、独立後の「憲法制定者」としてのジョン・アダムズはもはや人民の徳や自然権といった概念を口にせず、もっぱら制度的に統治を考えるようになっていったことに着目するときに示された特徴である。⁽²⁹⁾確かに、『教会法と封建法について』ではアダムズは「わが国の状況は大抵の国と同じではない」という観点を強調して、北米植民地の独自性を主張しているのにたいして、『擁護論』においては、「我々も他の国の人々と同じである⁽³⁰⁾」という観点を強調し、その統治原理は人民の徳によらず、社会の秩序を維持し自由を確保する唯一の方策として、権力の分立と均衡を模索している。しかしながら、ここで注意すべきは、そもそも北米植民地人のイギリスの政策への反抗は、イギリス側が植民地の混合システムを破壊し、植民地の民主的部門を取り除こうとしたからであるという混合政体論に基礎づけられていたということである。⁽³¹⁾アダムズを通してこれまで示してきた通り、イギリスは二重の意味において植民地の混合システムを破壊してきた。まず第一に、植民地には国王(その代理人である総督)、評議会、植民地議会という混合システムが存在していたにもかかわらず、植民地議会を無視して英国議会の権威を押しつけてきたことであり、第二には、かりに英国議会の権威がイギリス帝国全域におよぶとした場合、北米植民地人は英国庶民院に代表を送ることができなければならないはずであるのに、それを英国側が認めなかったことである。

このように、反英抗争のそもそもの原理は、混合政体論に基づいていた。イギリスと北米植民地が異なった政治的伝

統を形成していた以上、その社会観や代表観が異なるのは当然であり、混合政体論の主張が、革命に結びつくことは十分にあり得たのであった。ただ、革命には、普遍主義的熱狂が必要であった。そうであるならば、そのような革命の熱狂下において、主張されたジョン・アダムズの普遍主義的自由、自然権、人民の徳への期待といったものに着目し、それが独立後に主張されなかったという事実を強調するよりも、むしろ「革命家」アダムズと、「憲法制定者」アダムズは混合政体論を最初から理想の統治原理と考えていたという点で一貫しているということに注目する方が妥当ではないだろうか。

そして、このジョン・アダムズの混合政体論が「アメリカ的」である所以は、「自然の貴族 (natural aristocracy)」という概念を検討していることにみられる。つまり、いかにして混合政体という理想の統治形態を実現するかを考えると、ヨーロッパのように伝統によって形成された隔絶した貴族階級を持たないアメリカにおいては、アリストクラシー研究が重要となるのである。その点についてアダムズは次のように記している。

私はあらゆる民族、古代、近代、文明、未開、宗教といったすべての実例を研究したいと考えている。そうして、貴族 (patricians, nobles) と庶民 (plebeians, simples) という人間の分離がどのくらい必然かつ不可避であったか、そしてどのくらい (32) そうではなかったかを示そうと思う。

アダムズによれば、アメリカにおける「自然の貴族」とは、法制上の諸特権によって構築されたものではなく、自然的な才能から発する影響力によって形成されたものである。それは「教育、富、体力、美貌、体格、出生、婚姻、優美な属性と動作、振る舞い、雰囲気、肌の色、人相」などのすべての影響力の差異から生じる資質である。そのような「貴

族」の貴族たる所以は、他人の投票に影響を与える能力があるということである。つまり、何らかの手段によって、「自分自身と他の一人の票を動かす」力量をもつ人々が、「自然の貴族」である。⁽³³⁾なぜあえて、このような「貴族」の存在を研究しなければならないかといえは、このような「貴族」の存在はあらゆる社会に常に存在するものであり、統治を安定させるためには、このような「貴族」たちを正しく政府に配分しておかなければならないからである。アダムズが『擁護論』の特に第一巻で説こうとしたテーマは、いかにしてこの「自然の貴族」を人民の利益に資するように活用すべきか、いかにして野心的で才能ある少数者が社会に害をもたらすことを防ぐかについてである。⁽³⁴⁾

しかし、アダムズが擁護しようとしたこのような混合政体論的政治観こそが、「フランクリン氏の憲法案」に熱狂したテュルゴーらが批判したポイントであった。アダムズは遅くとも一七八六年までにはこのフランスの知識人たちの政治観の違いと、彼らの政治思想の危険性を認識するようになっていたと思われる。アダムズは、「フランスの民主主義的なフィロゾフたちのユートピア的な空論 (speculation)」⁽³⁵⁾に導かれるような革命は、必ずやヨーロッパとアメリカに悲惨な結果をもたらすだろうと確信するようになっていた。アダムズにとって、革命に最も重要なものは、社会改革よりもコンステイテューションナルな変革であった。彼はジェファソンへの手紙で、フランスの改革の素晴らしさは「代表の財産要件の確立と、それを前提としたうえでの財産要件の小ささ」であるとして、その「わずかのリベラルな改革こそが素晴らしい」のであると述べている。⁽³⁶⁾しかし、一七八七年の秋までには、あまりに混乱し、事態の推移が読めなくなってきたフランスの改革運動に、はつきりと懐疑的になっていく。アダムズは同じくジェファソンへの手紙のなかで、フランスの立法者たち (legislators) は、簡素な立憲の原則よりも、「魅惑的な雄弁さ (enchancing eloquence)」や「さらびやかな言い回し (brilliant phrases)」に関心をもっているように見えると述べている。⁽³⁷⁾

アダムズは『擁護論』の第一巻において、一院制議會 (unicameral assembly) による政府は、それがどんなに単一民主

政 (simple democracy) を名乗っているようにも、ほぼ確実に単一貴族政 (simple aristocracy) か、寡頭制 (oligarchy) になるであろうと主張し、さらに第二巻以降でも執拗にその点を歴史的に証明しようとしている。そしてアダムズは『擁護論』の読者にたいして、もしフランスがテュルゴアのプランを採用した場合、必然的にフランスは、次の一〇年に辿るであろうコースを、予言的に示している。すなわち寡頭制を経て独裁に至るだろうという予測である。⁽³⁸⁾ いうまでもなく、この予測は恐怖政治、ナポレオン独裁の登場によつて的中することになる。

しかし、アダムズが本当に恐れたことは、フランスの動向ではなく、そのフランスの知識人たちの観念的空論という有害な「ウィルス」がアメリカの煽動者たちに感染する危険であった。そこで、まずはトクヴィルを通してこの時代のフランスの知識人たちの一般的傾向を見ておくのは有益だろう。⁽³⁹⁾

トクヴィルはその著『旧体制と大革命』のなかでフランスの文人たちの描写を通して、フランス革命が悲劇的な結果に終わった理由を分析している。まずトクヴィルは「フランスの文人たちは、イギリスの文人たちと違って、日常的に公的なものにかかわることはなかった」としている。その理由は、フランスの文人たちはすでに行政組織の成熟していた「役人だらけの社会」のなかで、何の公職にもついていなかったからである。そのため、彼らは「純粹哲学と文芸の領域に」引きこもらざるを得なかったわけだが、文人たちは実際には常に政治の問題に強い関心をもっていた。このような境遇にいた文人たちの関心は「社会の起源とその初期形態、最も重要な市民権、権力機関の最も重要な権限、自然的・作爲的な人間関係、不当な慣習や不正な慣習、法原則そのもの」といったことに集中していく。

その政治体制論は、実に様々だが、その展開する「一般的観念」は共通していた。つまり、「当時の社会で支配的だった複雑な伝統的慣習にかえて、理性と自然法からくみとった単純な基本的原則を採用すべきだ」という考え方である。

當時のフランス社会は「不当で不合理な特権の重圧が、日ごとに強く感じられ」ていたが、その原因はすでにわからなくなっていた。哲学者たちはそうした特権を数多く目にしていたので、その知性は一斉に「諸条件は生まれながらして平等である」という觀念にむかった。だからこそ「哲学者たちは古いものと伝統」を容易に嫌うようになり、その結果、「理性の光だけ」で作り上げたまったく新しい計画に則って、當時の社会を建て直そうと考えるにいたったのであった。このように政治的自由をまったくもたなかった文人たちは、「公共の世界をほとんど知ることも見ることもできなかった」し、「実践からはほとんど限りなくかけ離れた生活をしていた」ので「一般的・抽象的理論」を愛好し盲信するようになっていた。

一方、トクヴィルによれば、フランスの民衆もまた、文人たち同様に政治的には無知であったという。もしフランスの人民がかつてのように「全国三部会を通じて政治に参加し」また「地方議會を通じてまだ日常的に地方行政に携わっていたならば」、このような文人たちの「純粹理論にかぶれることはなかった」だろうというのが、彼の見解である。そうしていればフランス人は、「イギリス人と同じく、古い制度を破壊することなく、実践を通じてその精神を少しずつ変えていくことができた」はずであった。しかし當時のフランス人は、「きわめて複雑で古い社会の全体を、何の動揺も引き起こさず、理性の導き、理性の力だけによつて突如として変えてしまえる」、と信じるようになっていた。

また、公的生活から排除されていた貴族階級とブルジョア階級が、政治的無経験ぶりを露呈する一方、公務に實際に携わっている官僚たちは、當時の公行政の全細目をすべて把握するほど優れてはいたが、「先見の明」も「大局を」見抜く「政治学」も、まったく持っていなかったという。つまり行政官たちは「民衆と同じく未熟だった」。

要するに「政治家に政治技術の主要な部分を完全に教えることができるのは、實際には自由な制度の運用」をおいてはかないのだが、フランス人の多くにはこれが欠けていた。そのため「自由な国ではどんな下層市民でも知っている

ことを、テュルゴーのような偉大な行政官がわきまえていなかった」ので、制度に窮屈を感じても、それを改善する能力に欠けていた。その結果、現実社会を超越したところに、「理性にかなった想像上の社会」を築き上げていくことになったという。そして、トクヴィルはフランス革命の精神を次のように要約する。

一般的理論・完全な法体系・法律の厳密な規則性への愛好、既成事実への蔑視と理論への信頼、独創的で創意工夫に富んだ新しい制度への愛着、部分的な改善ではなく論理の規則と単一の計画とに基づいて制度全体を同時に改造しようとする欲求、これである。ぞっとするような光景だ！。⁽⁴⁰⁾

こうして、トクヴィルは公的経験をもたないフランスの知識人たちが、現実とはかけ離れた抽象的理論に耽溺し、それが同じように、政治的自由をこれまで経験したことのないフランス人民全体をとらえてしまったことによって、フランス革命は悲惨な破壊と混乱に陥ってしまったと説明している。

ジョン・アダムズが、テュルゴーらフランスの知識人たちの思想的影響力を見過ごすことはできないと考えた理由もまさにここにあった。事実、彼の故郷マサチューセッツでもすでに、フランスの知識人たちの思想に感化された急進派が、彼が中心になってつくったマサチューセッツ憲法の精神を否定するような、不穏な行動を展開し始めていた。シェイズの反乱などは、それを端的に示すものに思われた。また、多くの邦憲法はペンシルヴァニア憲法に示されるように、邦内急進派の影響で強い議会主権をつづけていた。そのため、アダムズはテュルゴーらが、権力を分立させているアメリカの邦憲法を批判しているのにたいし、それに論駁すると同時に、その論駁によってテュルゴーらの政治理論を挫折させ、フランスの「悪影響」からアメリカを守ろうと考えた。そのためにアダムズが採用した方法は、フランスの知識

人とは正反對の「歴史」と政治理論の「帰納的」思考方法であつた。

ジョン・アダムズは「アメリカの憲法は、古代の立法者のように、神や天にお伺いを立てて作られたものではなく、純粹な自然の原理 (simple principle of nature) に基づいて理性と知性によつてつくられた最初の例⁽⁴¹⁾」であると述べている。ここでアダムズがあえて「純粹な自然の原理」という言葉を使う背景には、前提として、二つの対立する科学的方法論のうち一方への支持を明確にしていることを押さえておかねばならない。

アダムズがいう、二つの科学的方法論とは、経験的・帰納的な方法と先験的・演繹的な方法とである。アダムズは『擁護論』において、テュルゴーやコンドルセのような思考様式を先験的・演繹的な方法とみなし、これにたいする、自らの挑戦は経験的・帰納的な方法によつていると考えていた。

彼によれば、近代科学の祖ともいえる、ペーコンやニュートンの方法論も実は古代の真理の発見方法の復活であるという。その古代の真理の発見方法とは、アリストテレスを祖とする、経験と実験による真理探究の方法である。そして、曖昧かつ漠然としたスコラ哲学的世界観を崩した近代の科学革命とは、二千年間眠っていた手法を、ペーコンが復活させたことによつて起こつたのである、というのがアダムズの見解である。そしてニュートンは、ペーコンが再発見した方法をもつと卓越した方法で示した人物であるとする。彼によれば、ニュートン革命とは、自然哲学 (natural philosophy) に、幾何学 (geometry) と代数学 (algebra) を導入し、実験と計算を結びつけたことにより始まつたという。

アダムズは、これまで一般的に自然哲学が発達してきたのにたいして、政治学は発達してこなかったとみている。その理由は、以上のような経験的・帰納的手法を政治学の分野は取り入れてこなかったからである。そしてアダムズの考察によれば、一八世紀のどの哲学者よりもこの経験的・帰納的手法を政治の問題に当てはめたのは、モンテスキューとマキャベッリであるという。⁽⁴²⁾

こうした観点から、その反対の先験的・演繹的手法の使い手として、プラトン、ルソー、ペイン、コンドルセらが批判の対象になる。アダムズはこれらの人物の卓越性は認めつつも、その政府論は根本的などころで誤っていると考えていた。⁽⁴³⁾

以上のような観点から執筆された『擁護論』の構成は次のようになる。

まず、第一巻は、二五の古代と近代の、民主政、貴族政、王政の国家 (republic) の研究 (古代の国家一七例、近代の国家八例) と、政府について語った有名な哲学者、歴史家の理論の検討が念入りに行われている。ここで、検討されているのは、ジョンサン・スイフト (Jonathan Swift) 、ベンジャミン・フランクリン (Benjamin Franklin) 、リチャード・プライス (Richard Price) 、マキヤベッリ (Machiavelli) 、モンテスキュー (Montesquieu) 、ハリントン (Harrington) 、ポリビュオス (Polybius) 、ディオニシウス (Dionysius) 、プラトン (Plato) 、アリストテレス (Aristle) 、リヴィウス (Livy) 、トマス・ホップズ (Thomas Hobbes) 、ベルナルド・マンデヴィル (Bernard Mandeville) 、ジャン・ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau) といった、人々である。⁽⁴⁴⁾

第二巻と第三巻の前半は、中世のイタリアの諸国家 (republics) を考察する。内容は主に、事例研究である。⁽⁴⁵⁾

第三巻の後半は、一六五六年に出版されたマーカモント・ネダム (Marchamont Nedham) のエッセイ、『自由な国家の長所または共和国の正しい国制 (The Excellency of a Free State, or the Right Constitution of Commonwealth) 』の分析を行っている。⁽⁴⁶⁾

そして、第四巻にあたる『ダヴィラ論』には、三三編のエッセイがあり、そのうち一八編は、イタリアの歴史家エンリコ・カテリーノ・ダヴィラ (Enrico Caterino Davila) の一六三〇年の著作の翻訳とそれを題材とした、フランス内戦批

判である。そして残りの一四編では、アダム・スミスの『道徳情操論 (The Theory of Moral Sentiments)』(二七五九)をテキストに人間本性の構成 (the constitution of human nature) を検討している⁽⁴⁷⁾。

以上の概観から分かるように、この『擁護論』という著作は、非常に多岐にわたり膨大な内容をもつ。ただし、その切り口は、古代の諸国家の研究と古代の哲学者の理論の検討、そして近代の諸国家の研究と近代の哲学者の理論の検討という二つの大きな枠組みで論じられている。そして、テュルゴーらフランスの知識人たちへの反論を目的としていた事実が示すとおり、主要な問いは、近代と古代において、はたして純粋に一院制の民主政体 (simple unicameral democracy) は存在したであろうか、という問題に向けられている。

本節においてはまず、ジョン・アダムズの『擁護論』における、近代と古代の歴史 (modern and ancient history) から検討してみたい。そこでのアダムズの問いは、第一に、近代と古代において純粋に一院制の民主政体なるものは実際に存在したことがあったか否かであり、第二に、もしそのような政治体制が存在したとして、それは長期的にうまくいったのか、失敗しているのかである⁽⁴⁸⁾。

そこでアダムズはリパブリックを名乗る近代と古代の政治体制を吟味する。検討されているのは、政府の形式 (form of government)、制度的調整 (institutional arrangements)、各政治体制の歴史 (history of each regime) の三つである⁽⁴⁹⁾。

これら三つを検討する目的は、第一に、これらのリパブリックは、実際にデモクラティックなものであったか、それとも名前だけのものであったかを吟味することであり、第二に、それらのもつデモクラティックな要素は、特定の環境に限定されるものか、それとも他の環境下においても成り立つもののかを検討することにある。とくに第二の点においては、それはアメリカにおいても当てはまるものなのかについても検討されている⁽⁵⁰⁾。

以上の目的から、サン・マリノ (San Marino)、ビスケイ (Biscay)、七つのスイスのカントン等々の、いわゆる近代のデモクラティック・リパブリックを検討した結果、アダムズの結論は、実際には純粹に一院制の民主政体なるものは、近代においては存在してはいなかったことであつた。⁽⁵¹⁾ その理由は、詳細にこれらの近代の「リパブリック」を検討してみると、これまでリパブリックと呼ばれてきた、ほとんどの統治体制 (government) は実際には、デモクラティックな要素、アリストクラティックな要素、モナークカルな要素の三つを含んでいたからである。名目上は、デモクラティック・リパブリックと呼ばれていたとしても、実際には他の二つの要素をもたないリパブリックは存在していなかったというのがアダムズの結論であつた。すなわち、彼によれば、基本的には、単一民主政体 (simple democratic government) は、近代においては一度も存在しなかつた。⁽⁵²⁾ しかし、さらに詳細な検討の結果、アダムズは、きわめて例外的な条件のもとに、デモクラティック・リパブリックは存在し得るという。

その例外的な条件の第一は、その統治体制がきわめて例外的な地理的条件に支えられているときである。このような条件に恵まれた単一民主政の一例は、サン・マリノである。⁽⁵³⁾ このリパブリックは、小さく、人口希薄で、なおかつ地理的に孤立しており外敵が侵入しづらい位置に存在している。ただし、このサン・マリノも詳細に検討してみると、原初的な権力の分立 (separation of powers) と緩やかな、アリストクラティック・セネット (aristocratic senate) をもっている事実は見逃すべきではない。しかし確かに「五〇〇〇人しかいない共同体ですべての人々が自分以外の人々を個々に知っているところにおいては、政府の形式はより民主的であり得る」。⁽⁵⁴⁾ しかし、このようなリパブリックの例は、アメリカのように国民の同質性が少ない国家にとって適用可能なものではない。さらに加えて、サン・マリノは、その立地条件が示すとおり商業精神をもたない。人々は貧しい土地で厳しい労働に従事して生活している。それゆえ、奢侈 (luxury) はもちえない。ところがアメリカにはすでに、ペンシルヴァニア、ジョージア、ヴァーモントのように、商業の精神を

もったコモンウェルスが存在している。⁽⁵⁵⁾以上の点から、サン・マリノのようなりパブリックは、アメリカやフランスの改革者たちの参考になるような国家ではない⁽⁵⁶⁾という。

例外的に、単一民主政体があり得る第二の条件は、そのリパブリックが戦争のような国家的な危機状態にあるときである。そのようなネイション全体の危機においては、人民は公共的利益のために、私的利益をすすんで犠牲にすることがあり得る。⁽⁵⁷⁾この最高の事例の一つは、革命戦争中のアメリカであり、その期間は確かに一院制の大陸会議によって、統治されていた。しかしながら、このような非常事態に示される人民の徳を平時において前提として、憲法を構成するのは、誤りという以前に、そもそも人間性に反することであるとして、アダムズは次のように主張する。

我々は、人間本性が絶対にこのような内容を保ち得ないということを知るとき、どうしてそれを想定できるだろうか。人間本性はそれが現れるときはいつでも、不平や不満といったものとなるのであり、ほぼすべての幸福は、この不満を解消することから生じるのである。我々の喜びを構成するものは、休息ではなく、活動である。我々がすべきことは、すべてこの性質にたいして、防御し抑制することである。我々はその性質を取り除くことはできないのである。⁽⁵⁸⁾

確かに、アメリカ人は、歴史上どの人民よりも平等で独立しており、戦時においては徳ある振る舞いをしてきた。しかし、歴史上どの人民よりも贅沢 (luxury) に溺れやすい国民であることも示されている。平等なりパブリックであるアメリカにおける人々のありようをアダムズは次のように表現する。

市民は自分の同胞を平等者とみるが、その同胞が自分よりもよいコートを着て、よい帽子をかぶり、よい馬や家を持ってい

るのを知ったり、自分の隣人がそれを欲しがり、それを語り、それを持つことで自分を尊敬するのを見る。……贅沢 (luxury)、奢侈 (riches)、商業 (commerce) に反対する、演説 (declamation)、弁論 (oratory)、詩 (poetry)、説教 (sermons) などは、けっして大きな力をもたない。どんな厳格な贅沢取締法も、ほとんど効果をもたないだろう。⁽⁵⁹⁾

アダムズによれば、平時において示される、人間本性とはこのようなものである。もし人間が「本当に一院制の政府 (unicameral government) を維持する徳を持つならば、実は政府は必要ないのである。そして人間が他者と交わるとき発揮される徳は、「自然状態から一つの政治体 (body politic) をつくるときに発揮される」が、「そのことはまさに自然法が、なんら人間を拘束しないことを示している」。⁽⁶⁰⁾

すなわち「一院制の政府」とは、単に自然状態を再現するにすぎないというのが、アダムズの主張である。それゆえ、彼は次のように「一院制の政府」に反対する。

我々は、人間精神の構成についての知識と、統一的経験から、自然法やすべての世俗的な法はもし人間の情念が抑制されないならば、覆されてしまうということを確かに知っているはずである。だから、混合されていない民主的統治体制 (unmixed democratical government) が法を維持できると想定するのは、国王や貴族がそうするだろうと想定するのと、同じように馬鹿げた話である。⁽⁶¹⁾

アダムズが繰り返し強調するのは、法や憲法を作るに際しては、人間が通常の状態でのように行動するかを考えなければならぬということである。普通の人間は、戦時や定期的に訪れる国民的危機に示される例外的な徳を、長期的

には維持することはできない。徳は時間の経過にたいして無防備なものである。それゆえ、永続性を目指す憲法の基準にはすべきではない。そのような人間本性を理解せず、人民の徳をナイーブに信頼して憲法の基準とする人々にたいし、アダムズは次のように激しい皮肉をいう。

国民や、統治体が自己犠牲的に行動することを想定して、政府をつくろうと語るとは、生まれたばかりの幼子のような、無意味なお喋り (babble) であり、原則をもたない税官吏のようなベテン師である。⁽⁶²⁾

では、古代のリパブリックはどうであろうか。アダムズによれば、古代においても単一民主政体で統治されたリパブリックは存在していない。唯一正しいのは、混合され均衡された統治体制 (mixed and balanced government) であるが、これも正確に権力構成が分離されず、適切な混合がなされていないので、次第に悪い単一統治になってしまふという。特に古代ギリシャの歴史は、憲法作成者たちにとっては、悪い例を提供する場であるというのがアダムズの主張である。⁽⁶³⁾ アダムズはまず、様々な古代のリパブリックの立法者たちによる、原初的なコンステュションを検討する。すなわち、ソロン (Solon) によるアテナイ (Athens)、シバリス (Sybaris) によるカルタゴ (Charondas)、リュカルゴス (Lycurgus) によるスパルタ (Sparta) などのコンステュションである。⁽⁶⁴⁾ そこから分かることは、古代リパブリックのコンステュションはある程度は、なんらかの意味で混合されたシステムであったが、本質的な統治秩序 (王政的要素、貴族政的要素、民主政的要素) の三つが適切に混合された例はギリシャにはまったくなかったということである。それゆえ、どのリパブリックも最後にはみな崩壊してしまったというのがアダムズの判断である。⁽⁶⁵⁾

アダムズは古代のリパブリックを三つの種類に分けて考察をしている。それは第一に、成立してすぐに崩壊した統治

体制、第二に、一時的に成功した統治体制、第三に、ある程度続いた統治体制である。⁽⁶⁶⁾

第一の例はソロンによるアテナイのコンスティテューションである。アダムズのみるところ、この「ソロンの政府の根本原則は、これまで検討したどれよりも、テュルギー氏のものに似ている」がゆえに慎重に検討する必要があった。⁽⁶⁷⁾すなわちアテナイの統治体制はテュルギーの説くように、人民の集会における平等な投票権によって成り立っていた。しかし、それもよく見ると、一院制の民主政体というほど単純ではないものであった。それは、アダムズによれば「実に様々な統治秩序 (orders) が存在し、アメリカの憲法に見られるものよりもいっそう複雑なチェックを設けていた」⁽⁶⁸⁾。アテナイの政府は四つの統治秩序をもっていたのである。それは、「人民集会 (assembly of the people)」、「四百人集会 (assembly of four hundred)」、「アルコン集会 (assembly of archons)」、「アエロバゴス集会 (assembly of Aeropagus)」の四つである。しかし、これもアダムズによれば所詮は不完全な分離であった。「なぜなら、完全かつ独立した三つの統治秩序相互の抑制がなかったからである」。結局、この統治体制下でアテナイは混乱に陥り、消滅への道を歩むことになった。それは、最良の市民が存在しなければ、維持しえない統治体制の典型であった。結局、ソロンのコンスティテューションはほんの百年も、保ち得なかったわけであり、無秩序 (anarchy) や専制 (tyranny) というアテナイや他のギリシャの都市国家の晩年の特徴は要するにコンスティテューションのバランスの欠如と関係があるというのがアダムズの判断である。⁽⁶⁹⁾

第二の例はカルタゴであつた。⁽⁷⁰⁾カルタゴは大きな国家であり、人口も多く商業も盛んであった。しかも、その統治体制は混合された構成をもっていた。カルタゴが五〇〇年間その寿命をたもちえたりパブリックであつたということが、その統治秩序の良い側面を証明していた。その統治構成を観察すると、二つの王政的要素 (two suffices)、貴族政的要素 (senate)、民主政的要素の間のバランスが目指されている。とくに目を引くのは、王政的要素と貴族政的要素の代表は

毎年人民によって選挙され、さらにこの貴族政的要素内部での選挙によって、監視機関と司法機関が構成されていた。では、これほどうまくバランスの取られた統治体制はなぜ滅びることになったのだろうか。アダムズの分析によれば、その欠陥の第一は、行政権力が抑制されすぎていて、立法権力にたいし、何らの拒否権も持っていなかったこと、第二は、立法権力を構成する、貴族政的要素と民主政的要素が強すぎ、行政権力の一部をも立法権力が保持していたことが上げられる。すなわち、カルタゴの場合は、アリストクラシーとデモクラシーの間に介在すべき、強力な行政権力が存在していなかったために、立法機関が強大となり、そのバランスの喪失によって、その統治秩序は時間の経過と共に墮落していった、というのがアダムズの判断である。⁽⁷¹⁾

第三の事例、すなわち「ある程度の期間続いたリパブリック」の例はスパルタである。⁽⁷²⁾ この八〇〇年続いたリパブリックは、急進派、穏健派を問わず多くの人々によって論じられてきた。そのため当然アダムズも慎重に詳しく論じている。⁽⁷³⁾ しかし、このよく混合され、長期間存続した古代のリパブリックにたいするアダムズの評価は高くはない。なぜなら、スパルタはいくつかの点で異常にアンティ・デモクラティックな原則と制度を含んでいたからである。⁽⁷⁴⁾ このスパルタ拒否のなかに、アダムズの混合政体論と、共和国観の特徴が存在する。この点に関しては、『擁護論』に示される彼の混合政体論とそのアメリカにおける適用の際の原則にかかわる問題なので、次節においてあわせて検討してみたい。

(1) Wood, *The Creation of the American Republic, 1779-1790*, 567-92. 『アメリカ諸邦憲法擁護論』については、次のペーパーに所収のものを使用する。Works, 4: 271-588.; 5: 3-496.; 6: 3-550.

(2) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 126.

(3) Ibid., 91.

- (4) Wood, *The Creation of the American Republic, 1779-1790*, 562-92.
- (5) *Works*, 4 : 492
- (6) *Ibid.*, 293.; *Ibid.*, 6 : 276, 218.
- (7) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 301.
- (8) *Works*, 6 : 218 ; 5 : 11 ; 4 : 284.
- (9) *Ibid.*, 4 : 292-93.
- (10) アダムズは政府のあり方をきめるのは人間の情念であると考えていた。そして情念は時間の経過とともに変化するので、政府の安定のためには常に修正作業が必要であった。
- (11) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 148-73.
- (12) *Ibid.*, 98.
- (13) フェデラリスツの連邦憲法体制確立に向けての政治性については、Wood, *The Creation of the American Republic, 1779-1790*, 519-64 を参照のこと。
- (14) *Ibid.*, 568.
- (15) *Works*, 8 : 370.
- (16) Lester J. Cappon, ed. *The Adams-Jefferson Letters : The Complete Correspondence Between Thomas Jefferson and Abigail and John Adams* (New York, 1988), 153.
- (17) John Adams to Thomas Jefferson, 18 July 1818, *Ibid.*, 527.
- (18) *Works*, 7 : 264-312.
- (19) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 102 ; Herbert H. Rowen, *The Dutch Republic and American Independence* (Chapell Hill, N.C., 1982).
- (20) *Works*, 9 : 622-24.
- (21) *Works*, 9 : 623.
- (22) *Ibid.*, 4 : 299.

- (23) Ibid., 9 : 622.
- (24) Ibid., 4 : 294.
- (25) Ibid., 9 : 623.
- (26) Ibid., 9 : 624.
- (27) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 96.
- (28) *Works*, 4 : 287 ; 6 : 486-88.
- (29) このアダムズの変化に着目した正統的な研究は次のとおりである。John R. Howe, Jr, *The Changing Political Thought of John Adams*, 11.
- (30) 阿部斉「アメリカ的個性の自覚—ジョン・アダムズの政治思想・序説」, 一七頁。阿部斉・有賀弘・本間長世・五十嵐武士『アメリカ独立革命』(東京大学出版会, 一九八二年)。
- (31) Wood, *The Creation of the American Republic, 1779-1790*, 197-202.
- (32) *Works*, 8 : 370.
- (33) 阿部斉「アメリカ的個性の自覚—ジョン・アダムズの政治思想・序説」, 一一頁。
- (34) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 94.
- (35) Ibid., 103.
- (36) John Adams to Thomas Jefferson, 10 December 1787, Cappon, ed., *The Adams-Jefferson Letters : The Complete Correspondence Between Thomas Jefferson and Abigail and John Adams*, 214-15.
- (37) Ibid.
- (38) *Works*, 4 : 586-87
- (39) アレクシス・ド・トクヴィル (小川勉訳) 『旧体制と大革命』(筑摩書房, 一九九八年), 三〇五—一九頁。
- (40) 同上, 三—七頁。
- (41) *Works*, 4 : 292-94.
- (42) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, 107-24.

- (43) *Works*, 4 : 299-300.
 - (44) *Ibid.*, 4 : 271-588.
 - (45) *Ibid.*, 5 : 3-332, 333-496.
 - (46) *Ibid.*, 6 : 3-220.
 - (47) *Ibid.*, 6 : 221-550.
 - (48) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, p. 129.
 - (49) *Ibid.*, 131.
 - (50) *Works*, 4 : 304.
 - (51) *Ibid.*, 4 : 303-27.
 - (52) *Ibid.*, 4 : 304
 - (53) *Ibid.*, 4 : 303-309.
 - (54) *Ibid.*, 4 : 304, 309.
 - (55) *Ibid.*, 4 : 309-10.
 - (56) *Ibid.*, 4 : 304
 - (57) *Ibid.*, 5 : 15, 44
 - (58) *Ibid.*, 6 : 14.
 - (59) *Ibid.*, 6 : 95.
 - (60) *Ibid.*, 6 : 141-42.
 - (61) *Ibid.*
 - (62) *Ibid.*, 6 : 61-62.
 - (63) *Ibid.*, 4 : 469.
 - (64) *Ibid.*, 4 : 496-541.
- 古代のリパブリックについては、その他、クレタ、コリントについても、検討しているが、本論文では、代表的なアテナイ、カルタゴ、スパルタについて論じる。

- (65) Ibid., 4 : 474.
- (66) Thompson, *John Adams and the Spirit of Liberty*, p. 141-142
- (67) Ibid., p. 143.
- (68) *Works*, 4 : 472-92.
- (69) Ibid., 4 : 477, 483.
- (70) Ibid., 4 : 469-72..
- (71) Ibid., 4 : 419, 485.
- (72) Ibid., 4 : 551-55.
- (73) Ibid., 4 : 58.
- (74) Ibid.

※本稿は、平成一四年度・一五年度文部科学省科学研究費補助金（特別研究員奨励費）による研究成果に基づくものであり、北海道大学審査博士（法学）学位論文（二〇〇四年六月授与）の一部に補筆したものである。